

第4部 金融検査

第20章 平成11検査事務年度の概観

1. 金融監督庁は、発足以来、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指してきた。金融検査においても、厳正で実効性ある検査の実施により、金融機関等の実態を的確に把握することを通じて、金融システム全体に対する信頼の確立に努めてきたところである。

金融監督庁発足2年目にあたる平成11検査事務年度については、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置づけ、検査官の増員、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備などの検査態勢の拡充や金融行政を巡る環境の変化を踏まえ、専門性の高い深度ある検査を実施することを基本的な課題とした。

2. 具体的には、

- (1) 金融検査マニュアルに基づく法令等遵守態勢、リスク管理態勢についての的確な実態把握、
- (2) 金融機関等子会社、海外拠点を含めた金融機関等グループ・コングロメリットの一体的な実態把握、
- (3) 生命保険会社に対する資産内容等の実態把握のための集中検査の実施、
- (4) コンピュータ2000年問題に関する検査の実施、
- (5) 信用金庫の資産内容の健全性や外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査の実施、
- (6) 金融検査マニュアルの整備に続く保険検査マニュアルの策定、
- (7) 民間の専門家の登用をはじめとした検査の専門性の向上、などに取り組んできたところである。

第21章 金融検査体制

平成11年度の金融検査体制の整備

1. 金融検査の充実強化のためには、検査体制の整備が不可欠であり、金融監督庁発足2年目に当たる平成11年度は、検査官の定員を大幅に増員するとともに、検査官の専門性の向上と検査の効率化を図る観点から、各業態を専門に担当する部門制を採用した。部門は14部門制を採っており、第1部門から第3部門は主に都市銀行、第4部門から第6部門は主に長期信用銀行、信託銀行、外国銀行支店及び協同組織金融中央機関、第7部門から第10部門は主に地方銀行、第二地方銀行、第11・12部門は主に保険会社、第13・14部門は主に証券会社を担当することとした（別図21-1参照）。従来、検査に当たっては、業態・内容を選定し、それに合わせてその都度検査班を編成していたが、部門制を採用することにより、各業態毎の特色に対応した、より専門性の高い深度ある検査の実施に努めている。

また、全部門を統括する筆頭に検査監理官を設置し、各部門には、部門を統率し、金融検査全般を統括する統括検査官、主としてルール遵守・リスク管理状況に関する検査を実施する特別検査官、デリバティブ取引など金融先端技術等に関する専門的知識を必要とする検査を担当する専門検査官を新たに設置したところである。

2. さらに、バックオフィスについても同様の観点から充実を図ったところであり、「検査総括課」においては、企画調整第2係を増設し、従来、企画調整係が担当していた金融検査の実実施計画の樹立等に関する事務を専門に、企画調整第2係が担当することとしたほか、経理係を新設し、従来、総務係が担当していた検査部内経理等の事務を経理係が担当することとし、検査事務の効率化を図っている。

一方、「審査業務課」においては、指導第2係を増設し、従来指導係が担当していた金融検査に従事する職員の訓練等に関する事務を指導第2係が担当するほか、審査第4係を増設し、検査件数に比例し増加する審査事務の効率化を図っている（資料21-1参照）。

3. 金融検査に従事する職員数は、別図21-4に示すとおり、検査部及び大蔵省財務局（財務局には財務支局を含む）において、それぞれ85人増の249人、16人増の472人となり、厳正で実効性ある検査のための体制強化が着々と図られつつある（資料21-2参照）。

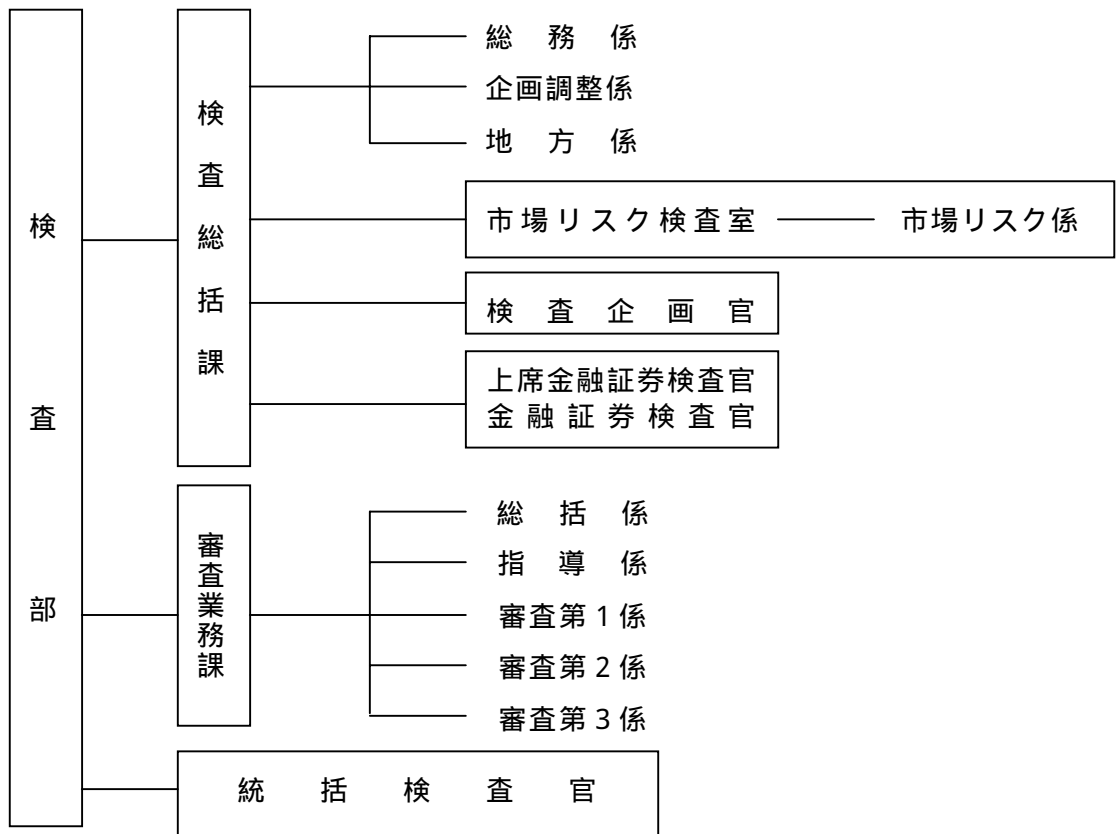
（注）各課の所掌事務に関しては、「検査総括課」は、金融検査の方針及び実施計画の樹立、金融検査についての大蔵省財務局等との連絡調整、金融検査の実施等を担当し、「審査業務課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等のほか、金融検査に従事する職員の指導訓

練及び金融検査に関する事務の指導監督を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施を担当している。

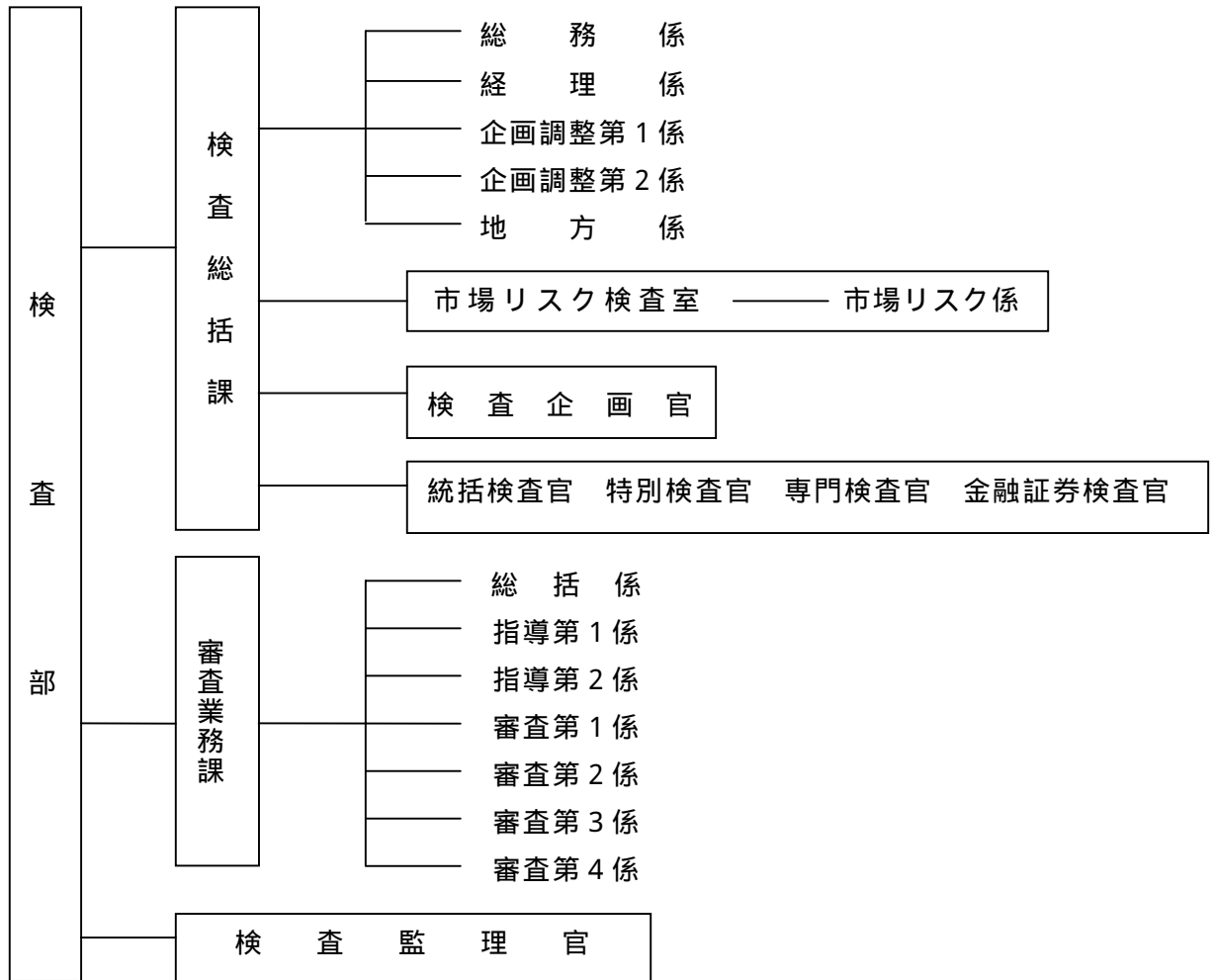
別図21 - 1 各部門が金融検査を担当する対象業種

部門の名称	対 象 業 種
第1部門	都市銀行
第2部門	
第3部門	
第4部門	長期信用銀行、信託銀行、外国銀行支店、協同組織金融中央機関
第5部門	
第6部門	
第7部門	地方銀行、第二地方銀行協会加盟行
第8部門	
第9部門	
第10部門	
第11部門	保険会社
第12部門	
第13部門	証券会社
第14部門	

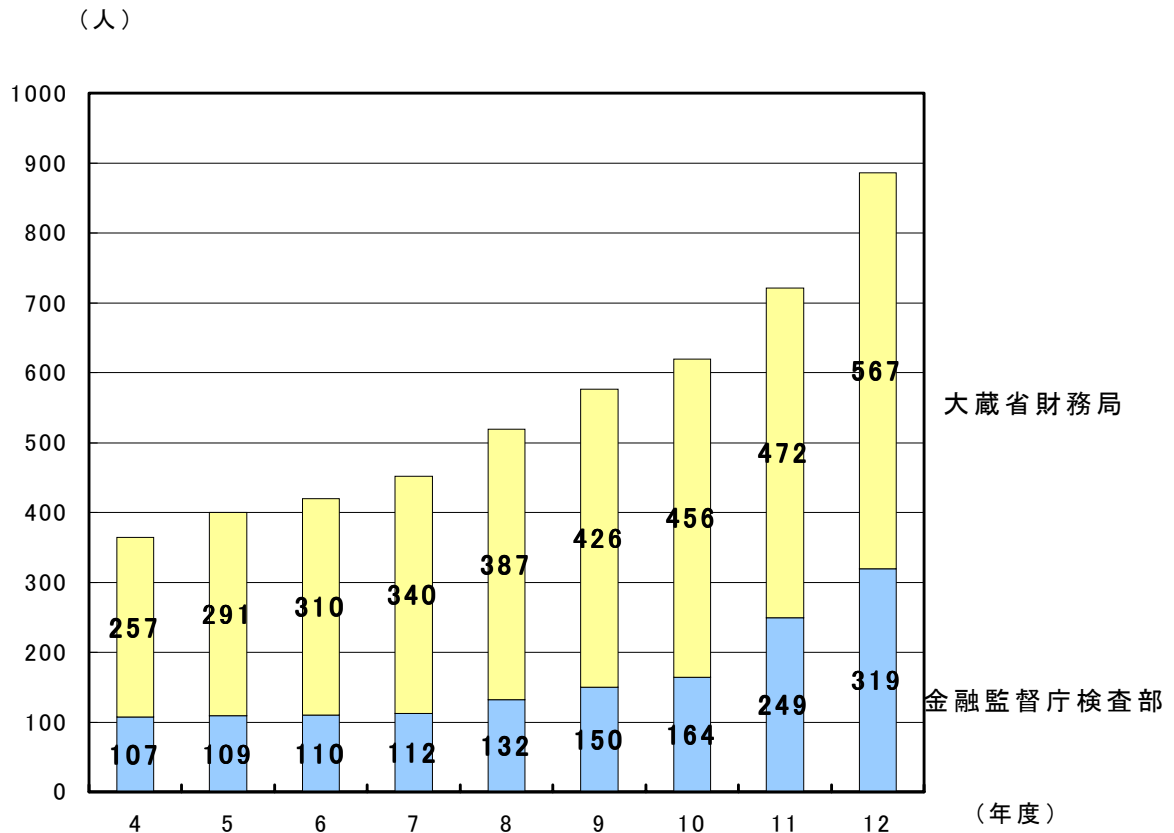
別図21 - 2 金融監督庁検査部組織図（平成10検査事務年度）



別図21 - 3 金融監督庁検査部組織図（平成11検査事務年度）



別図21 - 4 金融検査に従事する職員数の推移



(注1) 計数については資料21 - 2 参照。

(注2) このほか、平成10年度、平成11年度については、民間の専門家を非常勤職員として採用の上、金融検査に従事させている(第23章第3節を参照)。

平成12年度の体制整備について

平成12年度機構・定員及び予算において、72名(定員削減2名を含む純増70名)の検査官の増員が認められ、249名から319名体制となる見込みである。これにより部門を2部門増設し、従来の14部門から16部門制を採ることとしている。このうち1部門を検査応援部門として位置付けることにより、財務局検査の応援のほか、本庁主担検査において緊急的な検査官の派遣が可能となり、より機動的・効率的な検査が実施できるものと考えている。

また、検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置することとした。これにより、平成11検査事務年度から導入している金融検査マニュアルの適用についても、機械的・画一的な運用とならないよう検査実施状況を把握すること等が可能となるものと考えている。

(注1) 金融監督庁検査部と大蔵省財務局等との関係(資料21-3参照)

金融監督庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を大蔵省財務局長等に委任している。この委任している事務に関しては、金融監督庁長官が大蔵省財務局長等を直接指揮監督しており、検査に係る金融監督庁の指揮命令系統を明確にするため、大蔵省財務局の理財部には検査監理官を設けている。

なお、「大蔵省財務局長等」とは、大蔵省財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長を指す。

(注2) 金融監督庁内における検査部と証券取引等監視委員会との関係(資料21-3参照)

証券会社については、検査部と証券取引等監視委員会の双方が検査を実施しており、経営の健全性を確保する観点からの検査は検査部が担当し、証券会社の取引等の公正を確保する観点からの検査は証券取引等監視委員会が担当することとなっている。

証券取引等監視委員会は金融機関等に対する検査に係る事務の運営その他の施策について、金融監督庁長官に建議することができることとされている。

第 22 章 金融検査の実施状況

第 1 節 平成 11 検査事務年度の検査計画及びその実績（資料 22 - 1 - 2 ~ 13 参照）

- 1 . 平成 11 検査事務年度は、「平成 11 検査事務年度の検査基本方針及び基本計画」に基づき、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置付け、検査体制の拡充や金融行政を巡る環境の変化を踏まえた専門性の高い深度ある検査を実施してきたところである。
- 2 . 業態別に見ると、平成 10 検査事務年度において、「金融再生トータルプラン（第 2 次とりまとめ）」を踏まえ、主要行等の資産内容について集中検査を実施したことから、十分に事務量を確保できなかった業態、例えば、信用金庫、保険会社に対して重点的に検査を実施するよう取り組んできたところであり、年度計画に対する検査実施数は、以下のようになっている。

信用金庫に対する検査については、平成 12 検査事務年度に信用組合に対する集中検査を控えていることもあり、早期に検査を一巡できるよう努めてきた結果、年度計画を上回るものとなっている。

一方、銀行に対する検査については、財務局において信用金庫の検査に事務量を重点的に配分したこともあって、年度計画を下回るものとなっている。

保険会社に対する検査については、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に実施してきたところであり、さらに、損害保険会社の検査についても、平成 12 年 1 月より順次取り組んできた結果、年度計画を上回るものとなっている。

証券会社等(投資顧問業者等を含む)に対する検査については、財務局において信用金庫の検査に事務量を重点的に配分したことなどにより、年度計画を下回るものとなっている。
- 3 . また、外国金融機関等に対する検査については、銀行、証券、信託銀行、投資顧問等各拠点をグループとして一体的に検査を行うことにより、効果的な実態把握に努めた。
- 4 . さらに、コンピュータ 2000 年問題に関する検査についても、平成 11 年 8 月から 12 月までの間に集中的に取り組んだ。
- 5 . これらの結果、平成 11 検査事務年度(平成 11 年 7 月 ~ 平成 12 年 6 月)における検査実施数は、年度計画 445 件に対し、平成 12 年 5 月 31 日現在、432 件となっているところである。(別図 22 - 1 - 1 参照)
- 6 . このほかに、本庁においては、農林中央金庫に対して農林水産省と共同で検査を実施したほか、財務局においても、信農連に対する検査を地方農政局と共同で実施したところである。また、信用組合(都道府県の区域を越える区域を地区とする信用組合)や貸金業者等に対しても検査を実施したところである。

別図 22 - 1 - 1 検査の実施予定数と着手実績の比較

(12年5月末現在)

	銀行	信用金庫	保険会社	証券会社	証券投資信託 委託会社	投資顧問 業者	合計
予定	75	220	20	90	5	35	445
実績	59	239	23	81	4	26	432

第2節 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

1. グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

金融のグローバル化や会計・ディスロージャー制度の国際標準化が進展しつつあり、こうした流れを踏まえた検査を適切に実施する必要がある。平成 11 検査事務年度においては、連結ベースでの資産内容や親子間の取引の実態を的確に把握するため、親金融機関等と信託子会社や証券子会社等の金融機関等子会社のグループを一体的に検査するなど効果的な実態把握に努めてきている。また、我が国の金融機関等の海外拠点についても、本店・本社等の検査の実施と合わせて、ルール遵守状況、リスク管理状況、特に金融機関全体のリスクにどのような影響を与えるかといった観点から実態把握を行ってきているところである。

なお、海外拠点についての効果的な実態把握のためには、海外拠点を監督している海外当局と密接に連携を図ることが重要であり、特に平成 11 検査事務年度においては、その点を強化してきているところである。

具体的には、海外当局者の来日、当庁担当者の海外出張の際に、我が国金融機関等の海外拠点の状況について意見交換等を積極的にを行い、当庁の検査計画の立案等に有効に活用している。

また、現在ニューヨークには当庁検査官 2 名、ロンドンには検査官 1 名が長期出張しており、北米・ヨーロッパの金融監督当局との意見交換を行うほか、これら地域での我が国金融機関等の活動状況をモニターしているところである。

2. 検査実施状況の概要（資料 22 - 1 - 5 参照）

平成 11 検査事務年度においては、本邦金融機関等については、主要行、農林中央金庫、大手証券会社の検査実施にあたり、主要な子会社や海外拠点に対して一体的に検査を実施し効果的な実態把握に努めた。

また、外国金融機関等については、ドイツ銀行グループに対する検査をはじめとして、検査の実施にあたっては、銀行、証券、信託銀行、投資顧問等各拠点をグループとして、効率的に実態把握を行うため一体的に検査を実施した。

第3節 銀行等に対する金融検査

金融検査マニュアルを適用した検査

1. 金融検査マニュアルの適用（第23章第1節 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」通達の発出 参照）

預金等受入金融機関に対する検査において、検査官が用いる手引書として、平成11年7月1日に通達「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号。以下、「金融検査マニュアル」という。）を発出した。当該金融検査マニュアルは、預金等受入金融機関を対象とした、平成11年7月1日以降を検査実施日とする検査について適用することとした。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成11年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用することとした。

2. 検査実施状況の概要（資料22-1-6参照）

平成11検査事務年度においては、近年における金融機関を取り巻く環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化、国際化、金融機関を巡る不祥事の増加を踏まえ、金融検査マニュアルに基づき、金融機関における自己責任原則の徹底を前提に、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努めてきているところである。

また、検査の実施にあたっては、業態毎に編成される検査班の枠組みとは別に、市場関連リスク、システムリスクといった、より専門性が要求されるリスクカテゴリーについて、必要に応じ機動的・弾力的に専門班を編成し、深度ある検査の実施に努めたところである。

なお、金融検査マニュアルを全面的に適用して実施した検査は平成12年1月より開始したところであり、同年5月末時点で、都銀2行、信託銀行3行、地銀17行、第二地銀18行となっている。

第二地方銀行に対する検査・考査結果のとりまとめ

第二地方銀行（60行）については、平成10年9月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するため、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、平成10年10月から、順次、検査・考査に着手してきた。平成11年8月には、その全行について検査結果の通知を終えたことから、既に金融整理管財人の管理下に置かれていた東京相和銀行、国民銀行、幸福銀行、なみはや銀行の4行を除く56行での検査結果計数のとりまとめを行い、平成11年9月2日にこれを公表した。（資料22-3-1参照）

なお、検査・考査に当っては、1行当たり平均して、17.4日間の立入日数で、8.2人を投入した。

（注1）東京相和銀行、国民銀行、幸福銀行、なみはや銀行の計数については、参考として記載している。

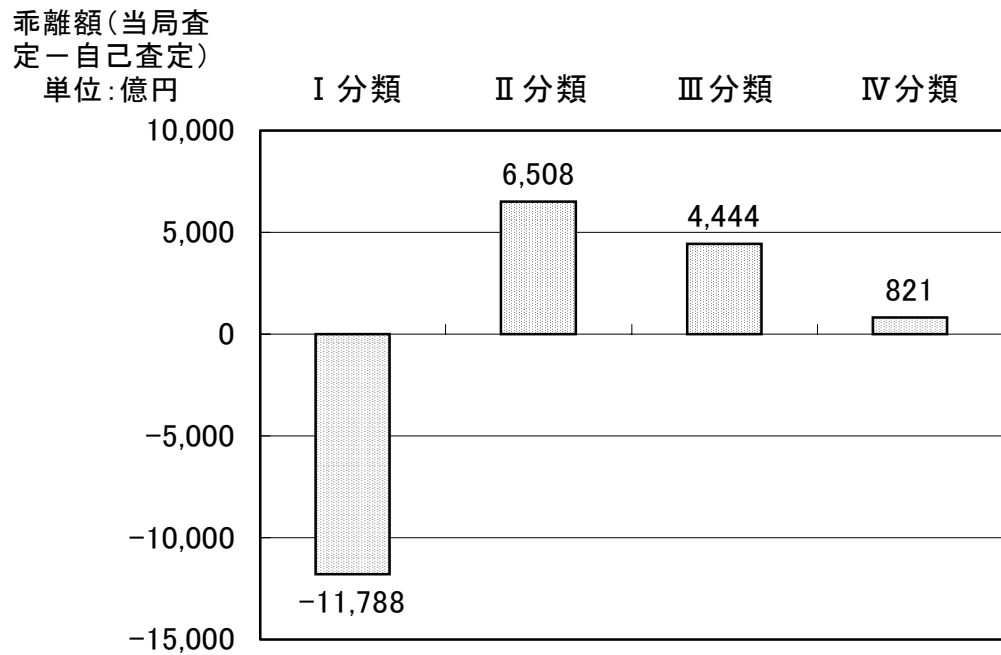
（注2）新潟中央銀行については、平成11年10月2日に金融整理管財人の管理下に置かれている。

別図22-3-1 総与信の査定結果（平成10年9月末、償却・引当後）
（単位：億円）

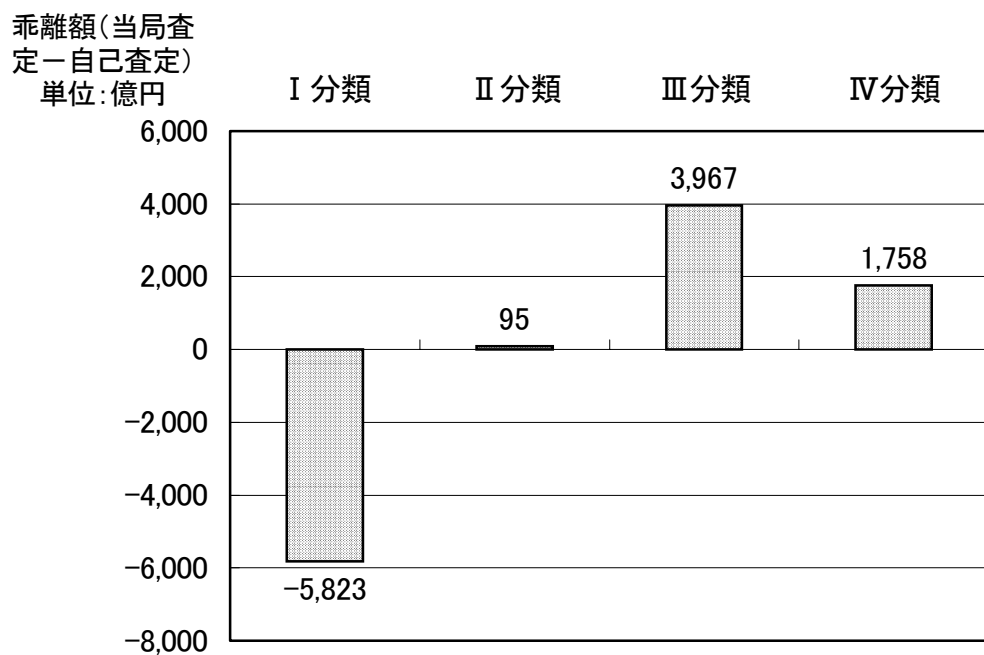
	分類状況				総与信
当局査定(a)	393,095	58,183	7,164	848	459,360
自己査定(b)	404,883	51,675	2,720	27	459,360
(a) - (b)	11,788	6,508	4,444	821	-

（注）総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

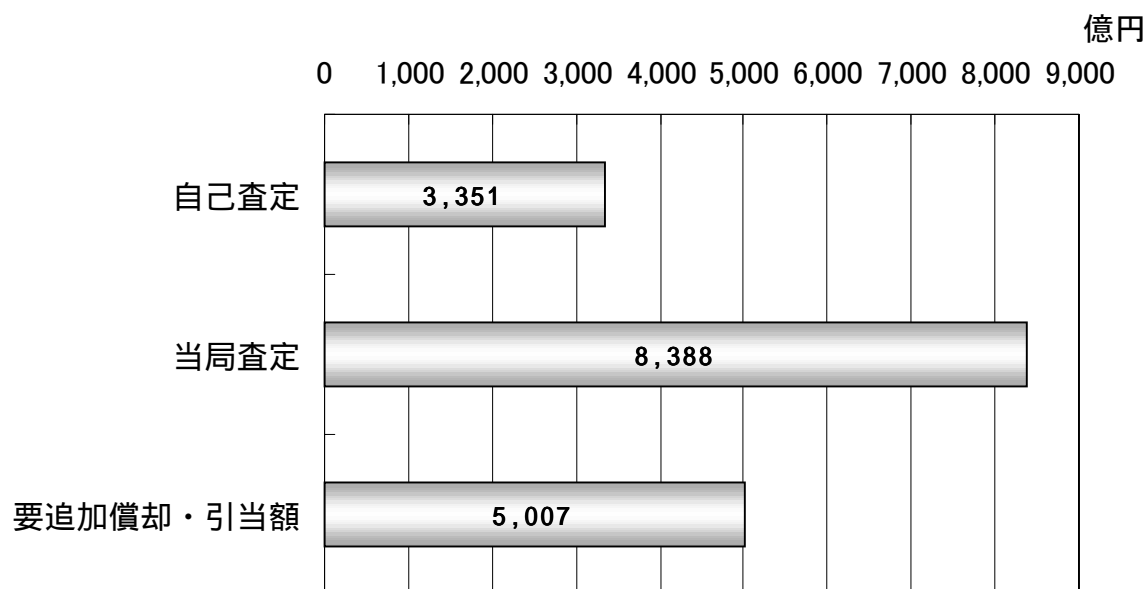
別図 22 - 3 - 2 第二地方銀行における総与信の自己査定・当局査定の乖離額
 (平成 10 年 9 月期、償却・引当後)



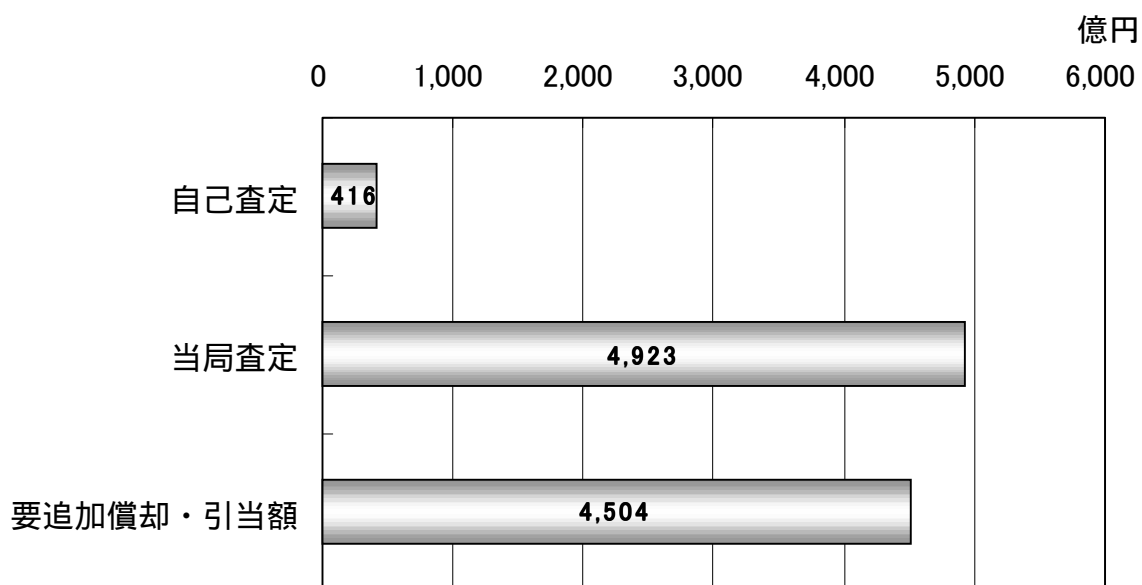
別図 22 - 3 - 3 東京相和銀行・国民銀行・幸福銀行・なみはや銀行における総与信の自己査定・当局査定の乖離額(なみはや銀行については、平成 11 年 3 月期基準)



別図 22 - 3 - 4 第二地方銀行における自己査定・当局査定に基づく償却・引当額の状況（平成 10 年 9 月期）



別図 22 - 3 - 5 東京相和銀行・国民銀行・幸福銀行・なみはや銀行における自己査定・当局査定に基づく償却・引当額の状況（なみはや銀行については平成 11 年 3 月期基準）



破綻に至った銀行に対する金融検査

1. なみはや銀行（資料 8 - 5 - 3 参照）

(1) なみはや銀行に対する検査については、平成 11 年 5 月 25 日より立入検査を開始し、平成 11 年 3 月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成 11 年 3 月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これらを修正すると、

単体ベースでは、分類資産額（「 、 及び 分類の合計額」を指す。以下同じ。）は 5,566 億円（1,748 億円の増加）となり、平成 11 年 3 月末時点では、自己資本額の 457 億円に対して要追加償却・引当額が 1,426 億円となったため、貸借対照表上も、また、これに 3 月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（ 44 億円）を加味した実質資産負債差額で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額をそれぞれ下回ると見込まれたこと

連結ベースでは、分類資産額は 4,587 億円（1,320 億円の増加）となり、平成 11 年 3 月末時点では、自己資本額の 232 億円に対して要追加償却・引当額が 956 億円となったため、連結貸借対照表上も、また、これに 3 月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（ 583 億円）を加味した連結ベースの実質資産負債差額で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたこと

から、その旨を、平成 11 年 8 月 4 日に同行に対して通知した。

(3) この間、なみはや銀行に対しては、同行から当庁に報告された平成 11 年 3 月期末の連結自己資本比率の水準、同行から報告された連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、同年 6 月 28 日、早期是正措置命令（第 2 区分）を発出して自己資本比率の向上を求めた。

こうした中、平成 11 年 8 月 6 日、なみはや銀行から金融再生委員会に対して、金融再生法第 68 条第 2 項に基づき「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出が行われ、これを踏まえ、同年 8 月 7 日、金融再生委員会は、同法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。

2. 新潟中央銀行（資料 8 - 5 - 6 参照）

(1) 新潟中央銀行に対する検査については、平成 11 年 3 月 1 日より大蔵省関東財務局が立入検査を開始し、平成 10 年 9 月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成 10 年 9 月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は 3,353 億円（1,008 億円の増加）となり、平成 10 年 9 月末時点の自己資本額 455 億円に対して、要追加償却・引当額

が 596 億円となったため、貸借対照表上も、また、これに 9 月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（79 億円）を加味した実質資産負債差額で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたことから、その旨を、平成 11 年 6 月 4 日に同行に対して通知した。

- (3) 金融監督庁では、新潟中央銀行に対し、大蔵省関東財務局の検査結果を踏まえた同行の平成 11 年 3 月末の自己資本比率の水準に鑑み、同年 6 月 11 日、早期是正措置命令(第 1 区分)を発出し、自己資本比率の向上策等を求めた。

こうした中、平成 11 年 10 月 1 日、新潟中央銀行から金融再生委員会に対して、金融再生法第 68 条第 1 項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある。」旨の申出があり、これを踏まえ、同年 10 月 2 日、金融再生委員会は、同法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。

検査により発見された重大な法令等違反に対する告発

1. 日本長期信用銀行

(1) 告発の経緯

日本長期信用銀行は、平成 10 年 10 月 23 日特別公的管理下に置かれた後、内部調査委員会において刑事・民事上の責任の有無について調査が行われたが、その報告を受け、平成 11 年 6 月 4 日、当時の経営陣は商法・証券取引法違反で旧経営陣を刑事告訴した。この間、捜査当局的の捜査の過程で、平成 10 年 7 月から 10 月にかけて行われた金融監督庁の検査の際に提出された常務会等の諸会議資料の差替え及び不存在扱い等が行われていた事実が判明し、平成 11 年 4 月、当庁の求めに応じ、同行から内部調査に基づく不祥事件報告がなされた。

当庁は、事実関係を解明するため、長期信用銀行法第 17 条で準用する銀行法第 24 条に基づき、同行の検査対策について弁護士等客観的な第三者に調査を依頼し報告を行うよう求めたところ、平成 11 年 7 月 30 日、同行より、同行における検査対策は、検査忌避行為に該当すると思料されるとの趣旨の報告書が提出され、当庁検査部における当時の状況の確認も経て、同行に検査忌避行為があった事実を把握した。

このため、平成 11 年 9 月 20 日、当庁は、法令遵守体制及び内部管理体制の強化等を命ずる業務改善命令を発出するとともに、このような犯罪行為は、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保すべき検査・監督行政の的確な遂行に重大な障害をもたらすものであり、今後の金融検査の実効性を確保するためにも、厳正に対処する必要があると判断し、同年 9 月 21 日、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定（公務員の告発義務）により、東京地方検察庁及び警視庁に対して告発書を提出した。

(2) 告発の内容

告発根拠：	刑事訴訟法第 239 条第 2 項
告発人：	検査部長、監督部長
被告発人：	不詳（但し、当行の役員・行員ら複数名）
被告発法人：	日本長期信用銀行 [両罰規定]
告発事実：	検査の忌避
罪名及び罰条：	長期信用銀行法違反 長期信用銀行法第 25 条第 5 号及び同法第 26 条第 2 号
告発先：	東京地方検察庁と警視庁の両者

(3) 処分等の状況

平成 11 年 6 月 4 日、当時の経営陣が、商法違反（違法配当）、証券取引法違反（虚偽有価証券報告書の提出）で、旧経営陣を告訴し、また、同年 6 月 30

日には、証券取引等監視委員会が、同行と旧経営陣3名を証券取引法違反(虚偽有価証券報告書の提出)で告発したのを受け、同日、検察当局は同行を不起訴(起訴猶予)とし、旧経営陣3名を商法違反、証券取引法違反で起訴した。こうした状況の中で、平成11年9月21日、当庁は、同行の役員・行員ら複数名及び同行を長期信用銀行法違反(検査の忌避)で告発したが、検察当局は、起訴事件との関係等諸事情を勘案し、平成12年3月28日、個人・法人とも不起訴(起訴猶予)とした。

2. クレディ・スイスグループ(以下「CSグループ」という。)

(1) 告発の経緯

平成11年1月から立入検査を開始したCSグループ等6社のうちクレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ(以下「CSFP」という。)銀行東京支店において、支店幹部により、検査官に対し非開示とした書類等及びそれらの保管書庫の隠蔽の指示がなされたほか、支店幹部等多数の職員により、関係書類の検査官への非開示、資料の裁断・破棄及びロンドン本店への文書発送が行われたこと、また、クレディ・スイス信託(以下「CS信託」という。)銀行において、業務関係資料の破棄及び業務運営についての答弁の拒否等が行われたことが、立入検査期間中に発覚した。

こうしたことから、当庁より、CSグループに対して事実解明のため、内部監査人による内部調査及び外部の法律事務所による調査を指示し、報告を求めた。

これを受けて、CSグループより提出された内部監査報告書・法律事務所による報告書及び立入検査での実態把握を通じ、当庁は、銀行法第63条第3号及び第64条第1項第2号に規定する検査忌避が行われたことを確認し、平成11年7月13日、CSFP銀行東京支店及びCS信託銀行に対する検査結果通知書により、その旨を指摘した。

金融再生委員会及び金融監督庁は、こうした検査忌避行為の他に、公益を害する行為と認められる業務運営や、証券取引法等に抵触する行為も認められた旨の検査結果通知を勘案し、平成11年7月29日、CSFP銀行東京支店に対し免許取消、CS信託銀行に対し業務の停止及び改善命令等の行政処分を行った。

さらに、検査忌避等の犯罪行為は、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保すべき検査・監督行政の的確な遂行に重大な障害をもたらすものであり、今後の金融検査の実効性を確保するためにも、厳正に対処する必要があると判断し、平成11年11月17日、刑事訴訟法第239条第2項の規定(公務員の告発義務)により、警視庁に対して告発書を提出した。

(2) 告発の内容

告発根拠：	刑事訴訟法第239条第2項
告発人：	検査部長

被告発人： C S F P 銀行東京支店元支店長
ほか幹部職員 3 名
C S 信託銀行幹部職員 1 名
被告発法人： C S F P 銀行（ロンドン）
C S 信託銀行 [両罰規定]
告発事実： 検査の忌避
罪名及び罰条： 銀行法違反
銀行法第 63 条第 3 号及び同法第 64 条第 1 項第 2
号
告発先： 警視庁

(3) 処分等の状況

平成 11 年 11 月 30 日、C S F P 銀行東京支店の免許が取り消され、その後、支店の財産の清算が開始された。検察当局は、平成 11 年 12 月 8 日、当庁の告発を受けて、C S F P 銀行（ロンドン）と同行東京支店の元支店長に対し起訴（公判請求）、同支店の幹部職員のうち 2 名に対し略式起訴（50 万円以下の罰金）の処分を行い、現在、法人と元支店長の公判が継続されているところである。

第4節 信用金庫・信用組合等に対する金融検査

信用金庫に対する金融検査（資料 22 - 1 - 7 参照）

信用金庫は、平成 11 年 3 月末現在で 396 金庫あり、平成 10 検査事務年度に引き続き、自己査定の正確性、償却・引当の適切性等について実態把握を行った。このため、平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で、大蔵省財務局において、238 金庫に対して、資産の健全性等に係る検査に着手し、そのうち 170 金庫に対して大蔵省財務局長から検査結果を通知している。

このほか、金融監督庁において、コンピュータ 2000 年問題に関する検査を 1 金庫に対して実施した。

大蔵省財務局が実施した検査に当たっては、1 金庫当たり平均して 13.1 日間の立入日数で、6.2 人を投入している。

なお、平成 10 検査事務年度から順次実施してきた信用金庫の資産の健全性等に係る検査については、平成 13 年 3 月末までに立入検査を一巡できるものと見込んでいる。

信用組合に対する金融検査（資料 22 - 1 - 8 参照）

1. 信用組合については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことにより、平成 12 年 4 月 1 日をもって、従来、都道府県が検査・監督を行っていた 279 の信用組合について、その検査・監督権限が国に移管された。これにより、同日現在で、既に国が所管していた 12 の信用組合と併せ、全国 291 の信用組合すべてが国の検査・監督を受けることとなった。

2. 平成 12 年 4 月以前より国が所管してきた信用組合(都道府県の区域を越える区域を地区とする信用組合)については、平成 11 検査事務年度において、平成 12 年 5 月 31 日現在で、7 信用組合に対して、資産の健全性等に係る検査に着手し、そのうち 3 組合に対して大蔵省財務局長から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1 組合当たり平均して 18.3 日間の立入日数で、3.6 人を投入している。

3. また、平成 12 年 4 月に都道府県から移管を受けた信用組合(都道府県の区域内を地区とする信用組合)は、基本的に都道府県が検査を実施することとなっていたものの、協同組合による金融事業に関する法律第 7 条の規定に基づき、都道府県知事が要請し、かつ金融監督庁長官(大蔵省財務局長)が必要があると認める場合には、大蔵省財務局と都道府県が共同で検査を実施できることとなっていた。平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 3 月 31 日現在で、都道府県知事の要請に基づき、2 信用組合に対して共同検査に着手し、当該信用組合の資産の健全性等に係る検査を実施しており、2 信用組合に対して大蔵省財務局長及び都道府県知事から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1 組合当たり平均して 12.0 日間の立入日数で、大蔵省財務局及び都道府県の職員を 7.0 人投入している。

4. 平成 12 年 4 月に都道府県から移管を受けた信用組合については、信用組合の資産内容等の実態把握を速やかに行うため、平成 12 年 7 月以降、直ちに検査を実施し、平成 13 年 3 月末までに立入検査を一巡できるものと見込んでいる。

また、本年 4 月以前より国が所管してきた信用組合についても、これまで都道府県が所管してきた信用組合と同様に、平成 13 年 3 月末までに立入検査を一巡できるものと見込んでいる。

労働金庫に対する金融検査

労働金庫は、平成 11 年 3 月末現在で 41 金庫あり、労働金庫法に基づき金融監督庁と労働省の共管となっている。このため、検査についても、大蔵省財務局が労働省又は都道府県と共同で実施しており、平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で、9 金庫に対して、資産の健全性等に係る検査に着手し、そのうち 6 金庫に対して大蔵省財務局長及び労働省労政局勤労者福祉部長等から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1 金庫当たり平均して 9.8 日間の立入日数で、大蔵省財務局の職員のほか、労働省及び都道府県の職員も含めて 8.2 人を投入している。

信用農（漁）業協同組合連合会に対する金融検査

信用農業協同組合連合会は全国で 46 連合会、信用漁業協同組合連合会は全国で 35 連合会あり、金融監督庁と農林水産省の共管(信漁連のうち 2 連合会は都道府県の所管)となっている。検査についてはこれまで農林水産省が単独で実施してきたが、金融監督庁設立時における「金融機関の検査・監督については、金融監督庁への一元化を推進すること」との国会での附帯決議等を踏まえ、平成 11 検査事務年度において、平成 12 年 5 月 31 日現在で、1 信用農業協同組合連合会に対し、検査の実施機関である大蔵省財務局と農林水産省地方農政局が共同で、資産の健全性等に係る検査に着手しており、大蔵省財務局長及び農林水産省地方農政局長から検査結果を通知している。

第5節 保険会社に対する金融検査

生命保険会社に対する金融検査（資料22-1-9参照）

1. 生命保険会社に対する検査実施状況の概要

保険会社については、平成10年3月期から自己査定制度が導入されており、自己査定に基づき償却・引当を適切に行うこととされている。

また、平成11年4月から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになった。

こうした制度的枠組みを踏まえ、平成11年5月より財務内容等の実態把握のための検査を順次実施しており、平成11検査事務年度においては、平成12年5月31日現在で、17社に対して検査に着手し、そのうち10社に対して検査結果を通知している。このほか、コンピュータ2000年問題に関する金融検査を、1社に対して実施している。（第22章第10節参照）

なお、検査に当たっては、コンピュータ2000年問題に関する金融検査を除き、1社当たり平均して27.8日間の立入日数で、8.4人を投入している。

2. 生命保険会社に対する検査結果の概要

平成10検査事務年度に着手した検査も含め、検査において指摘した主な事例は以下のとおりである。

(1) 自己査定態勢及び償却・引当態勢

相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、更に充実・強化が必要であると認められた。

(2) 自己査定基準

債務者区分の定義が規定されていないことや、決算日以降における後発事象に係る規定が定められていないことなどの問題点が認められた。

(3) 償却・引当基準

破綻懸念先の分類債権に係る引当必要額について、算定根拠が明確となっていないなどの問題点が認められた。

(4) 自己査定の正確性

自己査定基準自体に問題が認められるほか、債務者の実態把握等が不十分なまま分類を行っていること等から、当局査定と自己査定が相違しているものが認められた。

(5) 償却・引当の適切性

自己査定が正確に行われていないほか、償却・引当基準自体に問題が認められたことなどから、償却・引当額の追加が必要であると認められた。

(6) 責任準備金等の積立ての適切性

保険計理人による責任準備金の積立ての十分性の確認、取締役会に提出する意見書の記載内容等において適切性に欠ける事例が認められた。

(7) ディスクロージャーの適切性

貸付条件緩和債権の定義の理解が不十分となっていることなどから開示対象債権の開示漏れや開示区分誤り等の適切性に欠ける取扱いが認められた。

(8) ソルベンシー・マージン比率の正確性

自己査定が正確でないことのほか、信用リスクのランク付けや土地の含み損益の算定にあたり不適切な処理が行われていたため、法令等に則り正確なソルベンシー・マージン比率の算定を行う必要があると認められた。

(9) 監査の強化

自己査定及び償却・引当等に関し、改善を要する事項が見受けられたことから、内部監査の改善・強化と併せて、外部監査についても強化のための具体的方策を講じる必要があると認められた。

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況

検査の結果を踏まえた要追加償却・引当額等を前提とすれば、保険金等の支払能力の充実について、適切な対応が必要であると認められた。

3. 破綻に至った生命保険会社に対する金融検査(資料 12 - 20 参照)

(1) 第百生命保険相互会社については、平成 11 年 8 月 30 日より当庁による立入検査を開始し、同年 3 月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成 11 年 3 月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は 2,199 億円(676 億円の増加)となり、要追加償却・引当額は 202 億円となった。

平成 11 年 3 月末時点の検査の結果を踏まえた要追加償却・引当額等を前提とすれば、貸借対照表上は資産超過であるが、これに同時点で有価証券等の含み損益(1,469 億円)及び価格変動準備金等(724 億円)を加味した実質資産負債差額で見ると、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたこと、及びソルベンシー・マージン比率が 200%を下回ることが見込まれたことから、その旨を、平成 12 年 1 月 6 日に同社に通知した。

(3) 立入検査及びその後の報告徴求の結果、不適切な劣後ローンの取り入れにより、本来算定の根拠とすべきでない劣後ローンを加味した虚偽のソルベン

シー・マージン比率を公衆の縦覧に供したことが確認されたため、当庁は同社に対し、保険業法第 132 条第 1 項に基づき、検査結果通知を踏まえた正確なソルベンシー・マージン比率の速やかなディスクロージャー、上記の事実についての責任の所在の明確化、並びに 内部管理態勢の抜本的強化、法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善命令を平成 12 年 2 月 14 日に発出した。

- (4) その後、同社は、平成 12 年 5 月 31 日に開催された臨時取締役会において、事業の継続を断念する決議を行い、当庁に対し、同決議の報告及び保険業法第 241 条に基づく措置の発動の要請を行ったため、当庁は、直ちに同社に対し、同条に基づき、業務の一部停止を命ずる処分等を行った。

損害保険会社に対する金融検査（資料 22 - 1 - 9 参照）

1 . 損害保険会社に対する検査実施状況の概要

損害保険会社についても、生命保険会社と同様、平成 10 年 3 月期から自己査定制度が導入されており、また、11 年 4 月から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになっている。

このような制度的枠組みを踏まえ、平成 10 検査事務年度より、まず生命保険会社から財務内容等の実態把握のための検査を順次実施してきたところであるが、損害保険会社についても、平成 12 年 1 月より検査を実施しており、平成 12 年 5 月 31 日現在で 3 社に対して検査に着手し、そのうち 1 社に対して検査結果を通知している。このほか、金融監督庁においてコンピュータ 2000 年問題に関する検査を、2 社に対して実施している。（第 22 章第 10 節参照）

なお、検査に当たっては、コンピュータ 2000 年問題に関する金融検査を除き、1 社当たり平均して 30.0 日間の立入日数で、9.0 人を投入している。

2 . 破綻に至った損害保険会社に対する金融検査（資料 12 - 16 参照）

(1) 第一火災海上保険相互会社については、平成 12 年 1 月 19 日より当庁による立入検査を開始し、平成 11 年 3 月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成 11 年 3 月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は 2,510 億円（1,732 億円の増加）となり、要追加償却・引当額は 869 億円となった。

平成 11 年 3 月末時点の検査の結果を踏まえた要追加償却・引当額等を前提とすれば、貸借対照表上も、また、これに同時点で有価証券等の含み損益（320 億円）及び価格変動準備金等（425 億円）を加味した実質資産負債差額で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたこと、及びソルベンシー・マージン比率がマイナスとなることが見込まれたことから、その旨を、平成 12 年 4 月 10 日に同社に通知した。

(3) また、平成 12 年 4 月 10 日、同社に対し、当庁の検査結果を踏まえた同年 3 月期決算での対応等について、保険業法第 128 条の規定に基づき、報告を求めたところ、同年 4 月 24 日付で同社から同年 12 年 3 月末時点で貸借対照表上で大幅な債務超過であるほか、ソルベンシー・マージン比率が大幅なマイナスとなる旨の報告がなされた。

(4) その後、同社は、平成 12 年 5 月 1 日に開催された臨時取締役会において、事業の継続を断念する決議を行い、当庁に対し、同決議の報告及び保険業法第 241 条に基づく措置の発動の要請を行ったため、当庁は、直ちに同社に対し、同条に基づき、業務の一部停止を命ずる処分等を行った。

第6節 証券会社等に対する金融検査

検査実施状況の概要（資料22-1-10参照）

国内証券会社に対しては、「平成11検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、「資産内容の厳正な把握、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェックと合わせ分別管理状況に重点を置いた検査を的確に実施する。」とされているところであり、平成11検査事務年度においては、平成12年5月31日現在で、金融監督庁と大蔵省財務局がそれぞれ着手したものをあわせて、証券会社78社と証券投資信託委託会社・投資顧問業者30社となっており、このうち証券会社52社、証券投資信託委託会社・投資顧問業者17社に対して検査結果を通知している。このほか、金融監督庁においてコンピュータ2000年問題に関する検査を、証券会社3社に対して実施している。（第22章第10節参照）

なお、検査を実施するに当たっての検査の延べ日数をみると、証券会社については1社当たり平均して14.0日間の立入日数で、4.9人を（コンピュータ2000年問題に関する検査を除く）証券投資信託委託会社・投資顧問業者については1社当たり平均して12.9日間の立入日数で、4.6人を投入している。

検査においては、資産内容の厳正な把握、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェック及び顧客資産の分別管理状況の把握のほか、ルール遵守状況、リスク管理状況等についての検証を行っている。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、実効性ある検査に努めている。

また、監督部門においては、検査において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策等の報告徴求など、検査終了後のフォローアップを実施している。

検査結果概要

1. 財務内容の健全性

証券会社の財務内容の状況については、純財産額は最低資本金を上回っており、自己資本規制比率も早期是正措置の対象となる基準(120%)を上回っている状況にあった。

2. 法令等遵守状況

(1) 顧客資産の分別管理

顧客資産の分別管理の状況については、会社で管理する顧客別残高と現物の残高に不都合が生じている会社や、顧客分別金信託必要額の算出を日々行っていない会社のほか、顧客分別金信託必要額の算出に誤りのある会社など、管理体制が不十分な会社が一部に認められた。

(2) 法令等遵守状況

無断売買、未確認売買、誤認勧誘等の証券事故や不備不適切な事項が認めら

れるなど、法令等遵守状況について不十分な会社も一部に認められた。

(3) 内部管理態勢

内部検査を実施していないなど、内部牽制が有効に機能していないことから、多くの不備不適切な事項が認められ、内部管理態勢が不十分な会社も一部に認められた。

3. リスク管理状況

ロスカットルールを含めて社内規程が未整備であるほか、牽制機能が不十分であることから社内規程を逸脱した自己ディーリングを行っているなど、リスク管理態勢が不十分な会社も一部に認められた。

第7節 外国金融機関等に対する金融検査

検査実施状況の概要（別図22-7-1、2及び資料22-1-11参照）

外国金融機関等に対する検査については、「平成11検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、「外国金融機関の我が国への進出、我が国金融機関等との提携が増加していることに鑑み、在日外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査を実施することが、これまで以上に重要になってきている。外国金融機関等については、我が国市場における活動状況を踏まえつつ、銀行、証券、信託銀行、投資顧問等各拠点をグループとして一体的に検査を行うことにより、効果的な実態把握を行う。」としているところである。

平成11検査事務年度においては、こうした方針に沿って、内外無差別の原則に基づき、外国金融機関等に対する検査に順次取り組んできたところであり、平成12年5月31日までに、本庁において、銀行6行8支店、信託銀行現地法人2行、保険会社1社、証券会社4社、投資顧問等現地法人2社に対して検査に着手し、このうち、銀行3行5支店、信託銀行現地法人2行、証券会社1社、投資顧問等現地法人1社に対して、検査結果を通知している。

検査においては、外国金融機関等の法令遵守状況、リスク管理状況等について検証しており、検査結果を見ると、法令等遵守の状況及びリスク管理の状況等について、一部の金融機関に以下のような事例が認められた。（検査結果概要参照）

また、監督部門においては、検査において指摘された事項について事実確認、発生原因分析、改善策等の報告を求めるなど、検査終了後のフォローアップを実施している。

なお、検査においては、バーゼル銀行監督委員会の合意に従い、外国金融機関等の本店等を監督する母国監督当局等と密接に連携を図っているところである。特に、外国金融機関等の中には、世界各地に業務展開し、その組織、業務、レポーティングライン、内部管理体制が複雑なものが少なくないことから、母国監督当局だけでなく、我が国と同様の現地監督当局の立場にある他の海外監督当局との連携を強化してきている。

検査結果概要

前事務年度に着手した検査も含め、検査において指摘した主な事例は以下のとおりである。

1. 銀行・信託銀行に対する検査

(1) 法令等遵守状況

独立した法主体としての体制や法務・コンプライアンス部門の具体的な権限規程等が整備されていないほか、コンプライアンスに関するマニュアル等が整備されていないなど、法令等を遵守する体制が整備されていなかった。

支店等の業務状況をそれぞれの担当部署から直接、本部等の担当部署へ報告する体制となっていることから、問題点への対応が各担当部署任せとなっており、支店等全体を掌握し管理する責任者が不在であるほか、支店としての内部統制が十分に機能していなかった。

業務運営においては、公益を害する行為や法令等に抵触する行為が認められた。

検査資料の破棄及び隠蔽等の検査を妨害、忌避する行為が認められた。

(2) リスク管理状況

ア．信用リスク

自己査定や償却引当を行う態勢が整備されていないため、リスク管理について適切になされていないことがあった。

信用リスク管理体制については、与信枠の設定等に関する手続等が整備されておらず、規程等が明確に定められていないなど、不十分な体制となっていた。

イ．市場関連リスク

日々の個別の資金取引について、金利などの取引価格の適正性の検証がリスク管理部署で行われていないほか、市場取引にかかるポジション管理において、内部規程に沿った処理が行われていないなど、事務規程に沿った処理が行われていない等の問題が認められた。

ウ．流動性リスク

グループ以外の金融機関からの資金調達枠がないため、緊急時の外貨調達手段が確保されていないなど、リスク管理が不十分と認められた。

エ．事務リスク

グループの各部門ごとに事務処理を行うことを基本に事務処理体系が構築されており、独立した法主体として内部管理を行う上で必要となる事務分掌及び権限規程、書類等の管理・保存規程などの諸規程の整備が不十分と認められた。

オ．システムリスク

コンティンジェンシー・プランが策定されていないほか、グループの情報資産を保護するために本部が定めたセキュリティーポリシーが周知徹底されていないなど、リスク管理体制が不十分なものとなっていた。

2．証券会社に対する検査

(1) 法令等遵守

ア．法令等遵守状況

在日支店の業務運営において証券取引法ほか諸規則に違反する行為や顧客の不正な決算対策に利用されるおそれのある不適切な取引への関与、特定法人等との間におけるファイアーウォール規制に係る不適切な行為等が認められるなど、法令等遵守の状況は不適切なものとなっていた。

主な問題点としては、次のとおりであった。

外国証券会社の名義貸しや無登録外務員による外務行為等の法令に違反する行為が認められた。

外国証券会社の兼業業務に係る規制等についての禁止行為等に該当する行為が認められた。

全体として経済合理性を著しく欠いた取引で、損失の先送りやディスクロージャー回避等の顧客の不正な決算対策に利用されるおそれのある不適切な取引等について組成・販売の不適切な関与が認められた。

特定法人等との間における、業態間の利益相反や顧客情報等の守秘義務対策等に関して、ファイアーウォール規制に係る不適切な行為が認められた。

イ． 内部管理態勢

法務部門による内部牽制が有効に機能していないことのほか、在日拠点としての主体的な態勢が構築されていない等の問題点が見受けられ、内部管理態勢は不十分なものと認められた。

主な問題点としては、次のとおりであった。

法令違反や不備不適切な事項等が多数認められるなど、法務部門の各部門に対する内部牽制機能が十分に発揮されていなかった。

明確な職務権限規程も定められないまま、グローバルなビジネスユニットラインによる管理が行われていることから、在日支店としての主体的な内部管理態勢が構築されていなかった。

法令等遵守に係る具体的な基本方針や遵守基準等が不明確となっているほか、法令等遵守に対する実践計画も策定されていないなど、内部管理態勢が構築されていなかった。

(2) リスク管理状況

ア． リスク管理態勢

グローバルベースでのリスク管理が行われていることから、在日支店独自のリスク管理部門が設置されていないほか、フロントオフィスへの集中的な人材配置が行われていることにより、リスク管理機能が十分に発揮されていない等の問題点が認められた。

イ． 信用リスク

与信枠の見直しが定期的に行われていないほか、社内規程が未整備な状況にあるなど、信用リスク管理体制は不十分なものと認められた。

ウ． 市場関連リスク

事務処理規程が未整備な状況にあるほか、適切なモニタリングが日々行

われていないなど、市場関連リスク管理体制は不十分なものと認められた。

エ．事務リスク

支店における業務運営に係る事務処理規程の整備状況が不十分であることのほか、業務管理に必要な書類等の管理体制も不十分であり、また、自己資本規制比率の算出過程に少なからず計算誤りが見受けられるなど、事務リスク管理体制は不十分なものと認められた。

オ．システムリスク

システムへのアクセス権限に係る規程が未整備な状況にあることからユーザーIDやパスワードの管理状況が不十分となっているほか、システムに対する防犯・防災体制が組織的に整備されていないなど、システムリスク管理体制は不十分なものと認められた。

(3) 本店による支店の管理

業務部門ごとのレポーティングラインを本店の担当部が統括するグローバルベースでの管理体制となっていることから、在日支店としての統合的な管理体制が構築されていないことのほか、支店の内部監査が実施されていない等の問題点が認められた。

また、本店等による内部監査の結果が支店長や法務部門に回付されていないことから、指摘事項の改善状況は不十分であり、外部監査も形式的な監査に止まっていた。

3．投資顧問等に対する検査

(1) 法令等遵守状況

法令等遵守状況については、投資顧問業務の業務運営において法令諸規則に違反する行為や法定書面及び法定帳簿の未交付・記載不備等の不適切な行為が認められた。

主な問題点としては、次のとおりであった。

投資助言契約を締結した顧客のために行う証券取引行為の禁止に違反する行為が認められた。

投資一任契約を締結した顧客のために忠実に業務を行う義務に違反する行為が認められた。

取締役の兼職制限に違反する行為が認められた。

契約締結前、契約締結時及び契約締結後の顧客へ交付する書面並びに業務に関する帳簿書類等に関して顧客へ交付していないもののほか、記載内容に不備のあるもの、作成していないものがあるなど、不適切な業務運営が認められた。

(2) 内部管理態勢

投資信託委託業務において、内部牽制が有効に機能していないことから、運用計画書の作成不備のほか、取引所を通さない債券売買取引に係る投資判断の事跡が残されていないもの、事務ミスに伴う運用に係るオプション残高の相違等の問題点が少なからず認められており、内部管理態勢が不十分な状態にあると認められた。

(3) 業務執行体制

投資顧問業務及び投資信託委託業務の業務運営においては、グループ内の資産運用部門としてのビジネスユニットによるグローバルな管理が行われていることから、現地法人として独自の業務執行が行われているとは認められない状況にあるほか、グループ他社との間において業務管理、利益相反の防止等の観点において不適切な業務執行も認められた。

行政処分に繋がった検査

1. クレディ・スイス・グループ等に対する検査及び処分等について

(資料 14 - 3 参照)

(1) 検査実施状況

クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ(以下「CSFP」という。)銀行東京支店、クレディ・スイス信託銀行、クレディ・スイス・ファースト・ポストン銀行東京支店、クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)、クレディ・スイス投信(以下「CSグループ在日拠点」という。)及び国際投信投資顧問に対しては、平成 11 年 1 月以降、金融監督庁による立入検査を開始し、平成 11 年 7 月 13 日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

CSFP 銀行東京支店においては、組織的に検査を妨害、忌避する行為や、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営が認められたのみならず、証券取引法に抵触する行為も認められた。

クレディ・スイス信託銀行においては、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な取引を行うため信託勘定を悪用し、これらの不適切な取引に大量に反復継続して関与する等、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営や一部の部門において検査を妨害、忌避する行為が認められたのみならず、法令遵守体制等の整備が極めて不十分であることも認められた。

また、その他のCSグループ在日拠点及び国際投信投資顧問においても、法令違反行為、不十分な内部管理態勢等が認められた。

(3) 行政処分

検査結果を踏まえ、行政手続法等の規定に基づく聴聞等の手続を経た上で、平成 11 年 7 月 29 日に、金融再生委員会において C S F P 銀行東京支店に対する免許取消を命じたほか、金融監督庁においても、クレディ・スイス信託銀行に対する一定の新規業務の停止等を命ずるとともに、その他の C S グループ在日拠点及び国際投信投資顧問に対しても、それぞれが行った違法行為等に応じて一部の業務の停止等の処分を命じた。

2. クレスベール・インターナショナル・リミテッド東京支店(クレスベール証券会社東京支店)に対する検査及び処分等について(資料 13 - 1 - 4 ~ 6 参照)

(1)検査実施状況

クレスベール証券会社東京支店に対しては、平成 11 年 5 月 24 日に立入検査を開始し、平成 11 年 9 月 8 日に検査結果を通知した。

(2)検査結果概要

クレスベール証券会社東京支店が顧客へ販売しているプリンストン債の販売資料において、プリンストン債に係る顧客資産は、「保管機関において投資家ごとの分別口座で保管される」として顧客資産が保全されている旨を記載しているものの、実態は顧客ごとの分別口座で保管されていないこと等が検査により把握され、分別管理に係る顧客への説明において重要な事項について誤解を与えるものと認められたほか、顧客資産の保護の観点から重大な懸念がある等の問題が認められた。

(3)行政処分

検査結果等を踏まえ、外国証券業者に関する法律の規定に基づく聴聞の手続を経た上で、平成 11 年 9 月 9 日、当該債券等の 6 か月間の販売停止の行政処分を命じたほか、その後の報告徴求をも踏まえて、平成 11 年 9 月 29 日には全ての証券業務の 2 週間の業務停止の行政処分を、また、証券取引等監視委員会の検査結果に基づく処分を求める勧告を踏まえて、平成 11 年 10 月 28 日には全ての証券業務の 11 週間の業務停止の行政処分を命じた。

3. ドイツ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店(ドイツ証券会社東京支店)に対する検査及び処分等について(資料 14 - 4 参照)

(1)検査実施状況

ドイツ銀行グループに対しては、平成 11 年 8 月 25 日以降順次立入検査を開始し、平成 12 年 2 月 15 日に検査結果を通知した。ドイツ銀行グループのうち、ドイツ証券会社東京支店については、以下のような問題点が認めら

れた。

(2)検査結果概要

ドイツ証券会社東京支店の業務運営において、有価証券店頭デリバティブ取引の無認可営業のほか、承認を得ない証券業以外の業務の実施、正確な営業報告書の未提出及び公衆縦覧の未実施等の法令違反行為が認められた。

(3)行政処分

検査部の検査結果のほか、証券取引等監視委員会の検査結果に基づく処分を求める勧告を踏まえ、外国証券業者に関する法律の規定に基づく聴聞等の手続きを経た上で、平成12年5月24日、有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の6か月間の禁止、自己の計算による債券の売買業務及び在日グループ会社からの債券の受託業務の12日間の停止、スワップ取引等の兼業業務の5日間の停止等の行政処分を命じた。

別図 22 - 7 - 1 本庁における外国金融機関等に対する検査の実施状況(1)

業態	平成 10 検査事務年度 (H.10.6.22 ~ H11.6.30)		平成 11 検査事務年度 (H.11.7.1 ~ H12.5.31)		合計	
	行・社数	支店数	行・社数	支店数	行・社数	支店数
銀行	3	3	6	8	9	11
信託銀行	1	-	2	-	3	-
証券会社	9	-	4	-	13	-
投資顧問等	2	-	2	-	4	-
保険会社	0	-	1	-	1	-

別図 22 - 7 - 2 本庁における外国金融機関等に対する検査の実施状況(2)

業態	単位	平成 10 検査事務年度 (H.10.6.22 ~ H11.6.30)		平成 11 検査事務年度 (H.11.7.1 ~ H12.5.31)	
		平均立入日数	平均投入人数	平均立入日数	平均投入人数
銀行	支店	44.7	7.7	20.5	12.4
信託銀行	社	53	8.3	26	11.3
証券会社	社	16.1	7.0	45.5	9.2
投資顧問等	社	8.7	6.5	35	8.6
保険会社	社	-	-	34	7.9

第 8 節 その他の金融機関に対する金融検査

貸金業者に対する金融検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営む業者は、大蔵省財務局長の登録を受けており、平成 11 年 3 月末現在で 1,195 業者あり、貸金業の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が行為規制の遵守状況を検査している。

平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で 146 業者に対して検査に着手し、そのうち 93 業者に対して検査結果を通知している。

前払式証票発行者に対する金融検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者数は、平成 11 年 3 月末現在で 1,658 発行者となっており、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が行為規制の遵守状況を検査している。

平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で 167 発行者に対して検査に着手し、そのうち 128 発行者に対して検査結果を通知している。

抵当証券業者に対する金融検査

大蔵省財務局長の登録を受けた抵当証券業者は、平成 11 年 3 月末現在で 138 業者となっており、抵当証券業の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が行為規制の遵守状況を検査している。

平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で 11 業者に対して検査に着手し、そのうち 8 業者に対して検査結果を通知している。

火災共済協同組合に対する金融検査

火災共済協同組合については、中小企業等協同組合法に基づき、金融監督庁と通商産業省が共管しており、平成 11 年 3 月末現在では 44 組合が設置され、大蔵省財務局と通商産業省通商産業局が連携して検査を実施している。

平成 11 検査事務年度においては、平成 12 年 5 月 31 日現在で 1 組合に対して検査に着手している。

第9節 内部モデルに関する金融検査

1. 検査の背景

平成10年1月よりバーゼル委員会合意に基づくマーケット・リスク規制が導入された。これを受けて、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定めた告示が改正され、国際統一基準を適用する銀行については、内部モデル方式又は標準的方式によりマーケット・リスク相当額を算出することとされたため、平成11年2月以降、マーケット・リスク相当額を算出するに当たって内部モデル方式を使用する旨を届け出た銀行を対象に、内部モデルの妥当性等の実態把握に重点を置いた検査を実施してきたところである。

(資料22-9-1参照)

2. 専門検査班の組成

本検査の対象となる内部モデル(マーケット・リスク量測定モデル)は、近年、急速な技術進歩を遂げている分野であり、専門性が高いことから、数理モデルに精通した専門検査官を配置するなど、内部モデルを専門的に検査する検査班を組成した。

3. 検査の実施状況(資料22-1-12参照)

(1) 検査実施金融機関

前事務年度に引き続き、専門検査班による内部モデルの妥当性等の実態把握に重点を置いた検査を実施しており、平成11年8月から平成11年10月までの3ヶ月間に、都市銀行2行、信託銀行1行に対して立入検査を終了し、順次、検査結果を通知している。

(2) 1金融機関当たりの立入日数、投入人員

検査に当たっては、1行当たり平均して、7日間の立入日数で、7人を投入した。

4. 検査の重点事項

銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)の別表第3に規定している定性的基準及び定量的基準等に基づき、次に示す事項等について実態を把握することとした。

リスク管理部署の独立状況

バックテスティング、ストレステストの実施状況

内部監査、外部監査の実施状況

バリュエーション・アット・リスクの算出状況 等

5. 検査結果の概要

各行とも、概ね告示の基準は満たしているものの、ストレスシナリオの設定に関する検討や、内部モデルの定量的部分の内部検査体制の整備、及びモデル

の前提条件となる事項（正規性や相関の安定性）の検証等が不十分となっている事例が見受けられた。

6. その他

(1) マニュアルの整備

金融機関のリスク管理において、内部モデルの役割が重要性を増してきていることに鑑み、これまでの検査実績を踏まえて、内部モデルの検査に際しての具体的着眼点等を整理し、「金融検査マニュアル」の整備を行い、平成 12 年 5 月 1 日付で通達（『「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について』・金検第 64 号）の発出を行った。（第 23 章第 1 節「市場関連リスク検査における内部モデルに係るマニュアルの整備」参照）

(2) 検査手法の変更

平成 11 年 12 月までは、内部モデルの妥当性等の実態把握に特化した検査を行ってきたが、これ以降については、既述（「銀行等に対する検査」）のとおりに金融検査マニュアルに基づく確認検査の一環として、内部モデルを含む市場関連リスク管理態勢全般に着目した検査を行っている。（第 22 章第 3 節「金融検査マニュアルを適用した検査」参照）

第10節 コンピュータ2000年問題に関する金融検査

1. 検査の目的

いわゆるコンピュータ2000年問題は、西暦2000年にコンピュータが誤作動し、社会的混乱を招く恐れがある問題として、緊急に対応していなければならない課題である。とりわけ金融機関等においては、その対応を誤ると、決済システム等に支障を生じるなど、その影響が甚大になる可能性があることから、2000年が到来するまでに残されていた短い時間で、システム対応の完了確認、作成されたコンティンジェンシー・プランの内容確認等に重点を置いたコンピュータ2000年問題に関する金融検査を、平成10検査事務年度に引き続き実施することとした。

2. 専門検査班の組成

本検査はコンピュータに起因する問題で、専門性が高いこともあり、システム・エンジニアの経験のある専門検査官に加え、民間から非常勤職員として採用した専門家を常勤職員(検査官)の下に配置するなど、2000年問題に焦点を当てたメンバー構成の検査班を組成した。

3. 検査の実施状況

(1) 検査実施金融機関(資料22-1-13参照)

平成11年8月から同年12月までの5ヶ月間に、都市銀行3行、長期信用銀行1行、信託銀行2行、保険会社3社、証券会社3社及び信用金庫1庫に対して、専門検査班による2000年問題に関する集中的な検査を実施した。

また、自己査定の実施状況等を実態把握するために実施してきた信用金庫等、さらには、証券会社、保険会社、外国金融機関等への検査に際しては、コンピュータ2000年問題への対応についても併せて実態把握を行った。

(2) 1金融機関当たりの立入日数・投入人員

原則として、4日間の立入日数で6名を投入して、同検査を実施した。

4. 検査の重点事項

平成10年8月25日に公表した「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト(改訂版)」及び同年9月7日・12月18日、さらには、平成11年9月3日に公表した「事務ガイドライン」に基づき、次に示す事項について実態を把握することとした。

金融機関等の対応体制

コンピュータ・システム(設備機器類を含む)の稼動確認の実施状況

対外接続テスト(特に、顧客との接続)の進捗状況

コンティンジェンシー・プランの作成状況

2000年問題対応についての情報開示の状況

特に、システム対応の完了状況については、年跨ぎや閏日に止まらず危険視されている日付について、どの程度の稼働確認を行っているのか、また、コンティンジェンシー・プランの作成状況については、平成11年7月28日に公表した「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」に基づき、想定されているリスクが、システムリスクに止まらず、IT面以外(法務、風評等)のリスクシナリオも踏まえて作成されているかに重点を置いて、検査を実施した。(第23章第1節「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」の整備参照)

5. 検査結果の概要

各金融機関等の検査結果を見ると、システムリスクへの対応は概ね良好であったものの、一部には閏日のテストが未済であった等、危険視されている日付についての稼働確認が十分に行われていないなどリスク軽減策が不十分な事例も見受けられた。

一方、システムリスク以外のリスクについては、法務・風評等といった非IT面のリスクをも認識したうえで軽減策を講じている機関と、リスク認識が薄く的確な対応策を講じていない機関に二極化した。このことにより、平成11年6月に作成済みとしていたコンティンジェンシー・プランについては、システムリスクに限定した内容に止まっている事例が認められた。

また、2000年問題特有の誤作動の監視体制を含めた、年末年始の行動計画の具体化が遅れている事例も見受けられた。

なお、これらの事項については、その後のモニタリング等を通じて改善されていることを確認した。

6. コンピュータ2000年問題対策室の設置とモニタリングの強化

(1) 2000年問題対策室の設置

立入検査の実施と平行して、各金融機関等の対応状況についてモニタリング等を一層強化するとともに、金融機関等において2000年問題が発生した場合等に備える必要があることから、平成11年7月28日に庁内横断の対応組織として「2000年問題対策室」を設置した。

対策室の構成は、総勢13名からなるが、全庁的な対応を図る観点から、長官官房、監督部に加えて、検査部からは専門検査官を含む2名を充てた。

(2) モニタリングの強化

2000年問題対応については、平成10年7月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から四半期ごとの対応状況の報告を求めてきていたが、平成11年6月末の報告以降、同報告に基づき主要行等を実施したヒアリングに際しては、専門検査官が同席し更なる実態把握に努めた。

また、平成11年9月以降はそれまで四半期ごとの報告を毎月翌月末までに

求めることに改めるなど、モニタリング態勢を強化した。

7. 2000年を迎えて

年末年始及び閏日等のいわゆる2000年問題の危険日には、金融機関等において2000年問題が発生した場合に備え、各財務局等と共同して、「2000年問題対策室」を中心に危機管理体制を敷き、情報収集及び各方面への速やかな報告ができる準備を整えた。その際にも、発生した障害につき専門的見地から分析を行うために、専門検査官を配置するなど、組織的な対応を図った。

なお、2000年問題に起因した障害事例は、年号・日付の誤表示、機器類の不稼働、顧客側端末における照会不能等であったが、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるものに止まり、これまでのところ、大きな影響を与える障害等は発生していない。

第 23 章 金融検査の充実・強化のための方策

第 1 節 検査マニュアル等の整備

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」通達の発出

「金融検査マニュアル検討会」は、平成 10 年 8 月 25 日から、「中間とりまとめ」の公表、パブリックコメント等を踏まえた検討をはさみ、合計 24 回にわたり金融検査マニュアルについての議論を重ね、平成 11 年 4 月 8 日に、「最終とりまとめ」を公表した。

「最終とりまとめ」については、検査官が金融機関を検査する際の手引書として用いるものであること、金融機関のリスク管理態勢の確認検査に重点を置いていること、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥ってはならないこと等を検査官等に周知徹底したうえで、平成 11 年 7 月 1 日に「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアルについて」通達（金検第 177 号）として検査官及び各財務局等に対し発出した。

この通達は、平成 11 年 7 月 1 日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用した。なお、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成 11 年 7 月 1 日以降に行われる決算処理に係る検査について適用した。

「保険会社に係る検査マニュアル」の整備

1. 趣旨・目的

「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」は、金融監督庁の検査監督機能の一層の向上に資するとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考え策定したものであるが、これに引き続き、保険会社に係る検査マニュアルについても整備・公表を行うこととした。

（資料 23 - 1 - 1 参照）

2. 検討経過（資料 23 - 1 - 2 ~ 4 参照）

平成 11 年 11 月 2 日に、検査官が保険会社を検査する際の手引書を整備するため、金融監督庁検査部内に「保険検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、検討を開始した。平成 12 年 4 月 25 日には、都合 13 回の検討の成果として「保険会社に係る検査マニュアル（案）」を公表し、これに対するパブリック・コメント等を募集した。この結果、14 先よりコメントが寄せられたことから、当該パブリック・コメント等をも踏まえ更に検討を重ね、平成 12 年 6 月 20 日に検査官向けの通達として発出すると共に、公表したところである。

なお、本通達は、金融庁発足となる平成 12 年 7 月 1 日以降に実施する検査において適用するものであり、償却・引当等決算処理に関する事項については平成 13 年 3 月期決算より適用することとしている。

3. 「保険会社に係る検査マニュアル(案)」の概要(資料23-1-2参照)

「保険会社に係る検査マニュアル(案)」においては、昨年策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」同様、金融検査は自己責任原則に基づく保険会社経営を補強するものであるとの考え方を基本に、

- ・ 自己管理型への転換(保険会社の内部管理・外部監査を前提とした検査)
- ・ リスク管理重視の検査への転換

を図ることに重点を置くとともに、グローバル・スタンダードを念頭に、保険監督者国際機構(IAIS)における議論や諸外国における保険会社検査用マニュアルをも勘案してとりまとめた。このような考え方は、昨年策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」と同様であり、従って当該マニュアルを基に保険会社に特有の事項を踏まえ策定した。

保険会社の特有の事項を踏まえた主な相違点は次のとおり。

保険契約者等保護の観点から、適切な募集態勢の確立が図られているか等を確認するため、法令等遵守態勢に「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった保険契約の特殊性から、保険料設定時の予測に反して経済情勢や保険事故の発生率等が変動することによるリスク等の管理状況を確認するため、「保険引受リスク」を新設した。

保険会社は多様な手段を用いた資産運用を行っており、また巨大災害等による多額の保険金支払い義務等、支払義務の発生の予測が難しいという負債特性を有していることから、資産全体のリスク及び負債特性を考慮した投資対象資産の選定・資産配分等のリスク管理を行っているか等を確認するため、資産運用にかかる各リスクの総論として「資産運用リスク」を新設した。

市場関連リスク検査における内部モデルに係るマニュアルの整備

(資料 23 - 1 - 5 及び 6 参照)

1. 内部モデルに係る金融検査マニュアルの整備の趣旨

平成 10 年 1 月より、バーゼル委員会合意に基づきマーケットリスク規制が導入され、国際統一基準を適用する銀行の自己資本比率の算定において求められるマーケットリスク相当額の算出については、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める告示により、内部モデル方式又は標準的方式によることとされている。

また、金融機関においては、マーケットリスク相当額の算出のみならず、金融機関内部の市場関連リスク管理用としても内部モデルを使用しているところが認められる。

平成 11 年 2 月以降、内部モデルの妥当性等の実態把握に重点を置きつつ、市場関連リスクに関する検査を順次実施してきたところであるが、金融機関のリスク管理において、内部モデルの役割が重要性を増してきていることに鑑み、内部モデルの検査に際しての具体的着眼点等を整理し、金融検査マニュアルの整備を行うこととした。

2. 内部モデルに係るマニュアルの整備の概要

金融検査マニュアルの市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにおける - 2 - の項目名のマーケットリスク規制関連を「マーケットリスク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク管理」とし、別添として、「内部モデルの確認検査用チェックリスト」を追加することとしたものである。

チェックリストは、

- ・ 一般的条件
- ・ 定性的基準
- ・ 定量的基準
- ・ マーケットリスク規制におけるマーケットリスク相当額の算出
- ・ トレーディング勘定における個別リスク

から構成されており、内部モデルを採用する金融機関が、内部モデルによるリスク管理を行う上において、最低限必要とされる基本的要件や、整備を行う必要のある項目（組織、手続規定、内部検査等）のほか、マーケットリスク相当額等を正確に算出するために必要となる計算要素の正確性、合理性等についてもチェックする項目を設けている。

自己資本比率算出におけるマーケットリスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティリスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とするほか、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスク

に係るリスク計測モデルも対象とする。

ただし、バンキング勘定の金利リスクに関するリスクの計測手法については、バーゼル委員会においても、コアとなる預金のデュレーションの定量化等、計測プロセスに関連して未だ議論が分かれる問題があると認識されているところである。

したがって、バンキング勘定の金利リスクについては、本マニュアルのチェック項目等では十分ではなく、また、バックテスト等が困難な側面があること等に留意する必要があるが、いずれにせよ、バーゼル委員会での議論を踏まえつつ、リスク計量の前提条件（流動性預金のコア部分等の期日不定資産負債、預金・貸出金の中途解約、金利感応度等）をも考慮したマニュアルを整備することは、今後の検討課題である。

3. パブリックコメントについて

金融検査マニュアルは、あくまでも検査官向けの内部通達であるが、ルールに基づく公正で透明な金融監督を確立するという観点から、平成 12 年 4 月 3 日を期限として、「内部モデルの確認検査用チェックリスト」に対して、広く外部から意見を求めた。

その結果、3 先（法人 2 先、個人 1 先）からコメントが寄せられた。

4. マニュアルの整備

パブリックコメントに寄せられたコメントを踏まえ、平成 12 年 5 月 1 日付で『「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について』（金検第 84 号）を、通達として発出した。

信用リスク検査に係るマニュアルの整備（資料 23 - 1 - 5 及び 6 参照）

信用リスク検査用マニュアルにおいては、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、取扱が必ずしも明らかでなかったことから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとして、非分類債権とすることとした。

パブリックコメントについては、特に寄せられた意見はなく、市場関連リスク検査における内部モデルに係るマニュアルの整備と合わせて、平成 12 年 5 月 1 日付で通達として発出した。

「コンピュータ 2000 年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」の整備（資料 23 - 1 - 7 参照）

1. 策定の趣旨

各金融機関等においては、コンピュータ・システムやマイクロチップ搭載機器類について、2000 年を想定した稼働確認を行ってきたが、作業過程におけるミスや想定しきれなかったテストケースの漏れなどが皆無とは言えず、不測の事態を招く可能性は残されていた。

このような状況下、各金融機関においては、コンピュータ・システム等の対応について万全を期すのはもちろんのこと、万一、問題が発生した場合に、被害を最小限に止めるためにも、予めコンティンジェンシー・プランを準備することが最重要課題となった。

そこで、金融検査においても、各金融機関等が策定したコンティンジェンシー・プランについて重点的に実態把握する必要があること、また、当チェックリストが、各金融機関等におけるコンティンジェンシー・プランの検証にも有用であると考えたことから、平成 11 年 7 月 28 日に、「コンピュータ 2000 年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」を作成し、公表した。

2. チェックリストの概要

西暦 2000 年問題は、コンピュータに起因する問題であることから、当初、ホスト・コンピュータのプログラムの修正・テストといった所謂システム・リスクへの対策が中心であったが、その後、マイクロ・チップ搭載機器類にまで問題が波及し、また、稼働保証等から発生する法的なリスクや、顧客の対応不良によって被る信用リスクへの影響、資金確保等の面から発生する市場性・流動性リスク等へと問題は広がり、経営全般に係るリスクとして捉えた対応が必要とされた。

即ち、「2000 年以降もこれまでと変わらずにビジネスを継続する」との視点に立ち、その阻害要因となるものについて、システム・リスク以外にどのようなリスク・シナリオを想定しているのか、そして、それぞれのリスクに対してどのような軽減策を施しているのか、その上で、万一の場合に備えたコンティンジェンシー・プランを策定しているかが重要な確認事項となった。

こうした背景から、チェックリストは、金融検査の現場で検証しやすいように、システムリスク、事務リスク、風評リスク、法務リスク等 10 種類に分類したリスクの所在毎に、どのようなリスク・シナリオが想定され、それぞれについて、どのような軽減策が施されているのか、そして、不測の事態に対してどのようなコンティンジェンシー・プランが準備されているのかを確認できるようにとりまとめた。

なお、各金融機関等が抱えているリスクは一様でないことから、チェックリストにおいては、コンティンジェンシー・プランについて確認すべき事項を例示として掲げることとした。

第2節 意見申出制度の創設

1. 創設の趣旨

金融検査に対しては、検査に関する制度的枠組みの変化や金融検査マニュアルの導入などを背景として、これまで以上にその質的水準の維持・向上及び手続きの透明性向上を図り、金融行政に対する信頼を確保することが求められている。

これらの要請に応えるためには、検査監理機能を充実することが不可欠であり、これまでも研修の充実、指導・審査体制の強化等の諸施策を行ってきたところである。

こうした諸施策を補完するものとして、検査において検査官と被検査金融機関との間に意見相違が生じた場合の、金融機関からの意見申出制度を試行的に実施することとし、平成11年12月27日に各検査官及び財務局長等宛に通達を発出したところである。

2. 意見申出制度の概要

対象となる検査

平成12年1月1日以降を検査実施日とする金融検査マニュアルを適用した検査

申出提出期限

立入検査終了後3日以内

申出提出形態

立入検査終了時の意見交換において意見相違が明らかとなった事項について、代表者名により検査部長宛に提出する。なお、充分議論を尽くした上でも意見相違となったものに限って申出られるものとし、新たな論点、新たな主張は認めない。

申出提出先

原則として主任検査官

申出事項の審理方法

全件本庁検査部において行う。なお、財務局等が検査を実施した場合は財務局等において事情調査のうえ、意見を付して検査部長へ進達する。また、審理は基本的に提出された書面によるが、必要に応じ申出金融機関から事情を聴取する。

審理に当たっては、主任検査官の意見を聴取する。

審理結果の回答方法

検査結果通知に包含して処理する。

3. 意見申出制度の実績（平成11年5月31日現在）

これまで、本制度の対象となる検査（平成12年1月1日以降を検査実施日とする金融検査マニュアルを適用した検査で立入検査が終了したもの）は18件

であり、このうち 1 件について本制度に則り申出がなされた。その申出内容は、資産査定及び償却・引当といった信用リスクに関する事項が主となっている。

第3節 非常勤職員の採用等

基本的な考え方

1. 平成 11 検査事務年度は、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置付け、検査官の増員、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備など検査体制を拡充し、金融行政を巡る環境の変化を踏まえた専門性の高い深度ある検査を引き続き実施することとした。
2. そのため、引き続き民間から専門家の登用を図ることにより、有為な人材を確保するとともに金融を取り巻く専門的・先端的知識等を取り入れることとし、平成 11 検査事務年度は、公認会計士を 2 名、整理回収機構より 2 名を常勤職員として採用した。

また、専門的なノウハウが必要な検査を実施するための検査手法の質的な向上とともに、検査官の量的な補完を図る観点から、民間の専門家を非常勤職員として採用しており、採用された職員は、常勤の職員と同様、国家公務員の一人として求められる守秘義務等の法的制約の中で検査を担当している。

非常勤職員の採用方法等について（資料 23 - 3 - 1 ~ 3 参照）

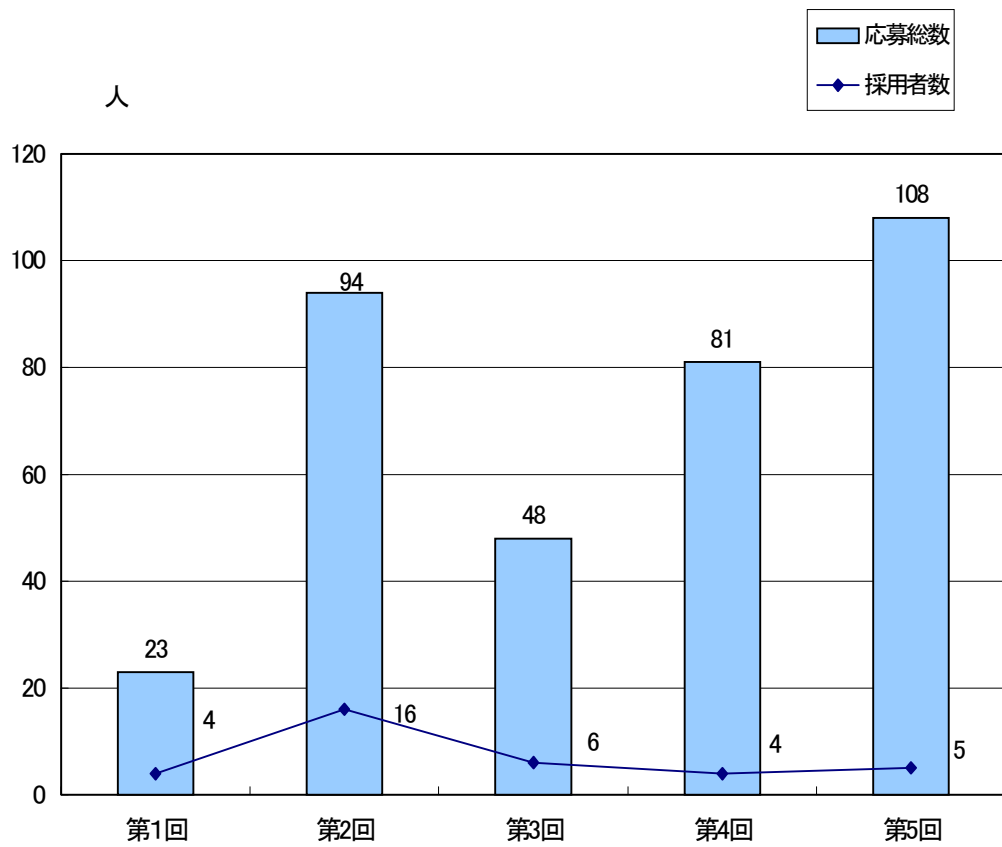
平成 11 検査事務年度に実施した平成 11 年 8 月（第 4 回募集）平成 12 年 1 月から 2 月にかけて（第 5 回募集）の 2 回の募集に際しては、新聞発表、新聞求人広告のほか、インターネット上の当庁ホームページ・人事院のホームページに採用募集の概要等を掲載し、広く周知・広報活動を行った。

その結果、第 4 回募集時には 81 名、第 5 回募集時には 108 名の応募があり、面接等の厳正な選考の結果、第 4 回は 4 名、第 5 回は 5 名の非常勤職員を採用したところである。

非常勤職員の活用について

1. 採用した非常勤職員は、コンピュータ 2000 年問題を含むシステムリスクに関する検査、デリバティブ取引の実態把握に関する検査、内部モデルに関する検査、金融検査マニュアルに基づき実施する法令等遵守状況・信用リスクに関する検査、保険会社の責任準備金などに関する検査といった専門性の高い分野に関する検査に従事している。
2. また、平成 10 検査事務年度の採用者も含め、これまで非常勤職員として採用した者のうち、勤務実績等を踏まえ 11 名を常勤の金融証券検査官として登用している。
3. なお、非常勤職員の募集・採用状況については別図のとおり。

別図 23 - 3 - 1 平成 10・11 検査事務年度の非常勤職員の募集・採用状況

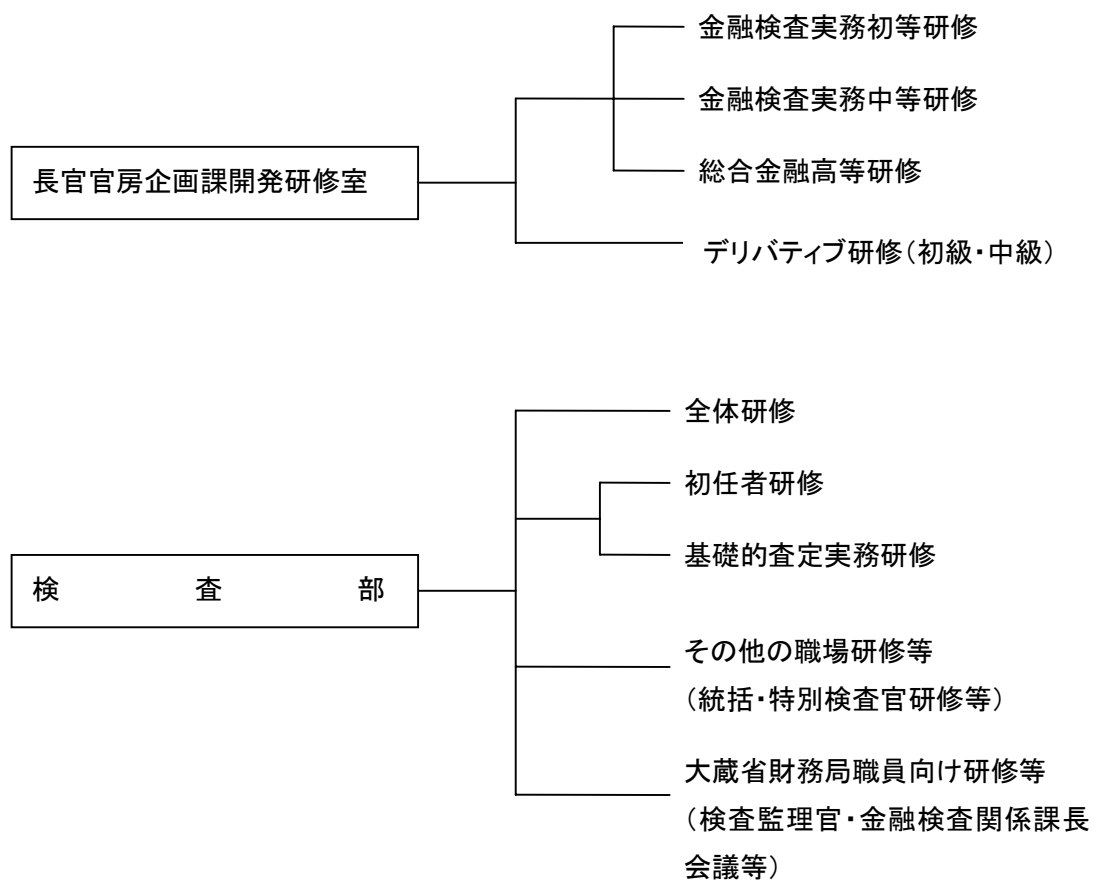


第4節 金融検査に関する研修等

I 概要

金融検査に従事する職員に対して、明確なルールに基づく透明で公正な金融行政実現の重要性を徹底するとともに、その専門能力の向上と高いモラルの保持を図る観点から、大蔵省財務局に所属する金融証券検査官を含めた職員に対する研修の充実・強化を図るため、検査部主催の職場研修等に加え、長官官房企画課開発研修室主催により、述べ約 11,000 人日に及ぶ検査経験等に応じた体系的な研修等を実施している(資料 23-4-1 参照)。

別図 23 - 4 - 1 金融検査に関する研修等の概況



II 長官官房企画課開発研修室主催の研修

1. 金融検査実務初等研修、金融検査実務中等研修及び総合金融高等研修

金融監督庁及び大蔵省財務局の金融証券検査官等を対象に、初めて金融検査に従事する金融証券検査官、金融検査を複数年経験した中堅クラスの金融証券検査官、検査班を取りまとめる立場にある主任検査官クラスの3段階に分けて、それぞれの立場で必要となる専門知識や検査手法を身につけさせるために、1週間から1ヶ月程度の研修を実施した。

なお、初めて金融検査に従事する金融証券検査官を対象とした金融検査実務初等研修については、平成 11 年 8 月に実施したほか、平成 12 年 1 月に金融監督庁に転入した金融証券検査官等、平成 12 年 4 月に信用組合の監督事務が国の直接の監督に移管されたことに伴い増員された金融証券検査官等を対象に実施するなど、年 3 回実施した。

2. デリバティブ研修(初級及び中級)

金融工学・金融取引が高度化、複雑化する状況を踏まえ、デリバティブ取引に関する専門能力の向上を図る観点から、金融証券検査官を含む全職員を対象に研修を実施した。

なお、基礎知識を習得させるための初級コースのほか、新たにリスク管理に関する専門知識を習得させるための中級コースを設け、研修の充実を図った。

Ⅲ 検査部主催の職場研修等

1. 全体研修

厳正で実効性ある金融検査を実施するとともに、金融検査に関する専門的知識を身につけさせる観点から、検査部に所属する全職員を対象に、外部講師及び実際に問題事例に遭遇した検査官などの内部講師からの講義形式により、金融関連のトピックスや検査において把握した問題事例等に関する研修を、年 2 回実施した。平成 11 検査事務年度においては、税効果会計、連結決算、債権の流動化事例等についての研修を開催した。

2. 初任者研修及び基礎的査定実務研修

金融証券検査官の能力向上を図り、検査態勢を充実させる観点から、長官官房企画課開発研修室主催の長期研修に併せて、初めて金融検査に従事する金融証券検査官を対象に、実際の金融検査に従事した際の実務について、その基礎の習得を目的として、金融証券検査官等からなる内部講師からの講義形式による初任者研修、さらには金融検査を複数年経験した金融証券検査官による指導のもと実例に基づき資産査定を実習する基礎的査定実務研修を実施した。

3. その他の職場研修及び説明会等

統括・特別検査官に対して、金融検査の指揮・管理者としての素養向上を目的とした研修や、金融検査をリードする立場の金融証券検査官に対して、実効性ある金融検査の実施及び専門性の向上のための実務の習得を目的とした研修等を実施した。

主なものとしては、統括・特別検査官研修、新任の主任等管理者クラスの金融証券検査官研修及びモバイル研修等が挙げられる。

IV 大蔵省財務局所属の金融証券検査官等に対する研修及び説明会等

大蔵省財務局における厳正で実効性ある金融検査の実施及び金融証券検査官等の能力向上を図る観点から、金融監督庁検査部職員と同様、大蔵省財務局職員で金融検査に従事している者の代表者を対象に、検査部主催により、当庁における検査手法や検査に必要となる専門的知識等に関する説明会・打ち合わせ会議を実施し、これにより各財務局の体制整備を促しているところである。特に本年7月以降に実施される信用組合一斉検査については、ブロック会議等を行うなど、更に、厳正で実効性ある金融検査を行うための会議等を実施している。

第5部 国際関係の動き

第24章 金融監督国際機構

金融監督庁は、金融機関活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融各分野の業態別又は業態横断的な国際的な会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、ジョイント・フォーラム及び金融安定化フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、原則・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われていることから、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会

概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な目的としており、現在に至るまでその目的は変わっていない。

特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供

国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するため、銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整

国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するため、共通の監督基準の設定

3. 組織（資料24-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成され、我が国からは、当庁及び日本銀行の代表が出席している。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements（BIS））本部において開催され、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立の存在となっている。

（2）小委員会の構成

バーゼル委員会は、その下に、自己資本小委員会、リスク管理小委員会、

透明性小委員会、モデルタスクフォース、会計タスクフォースなどを設置しており、それぞれバーゼル委員会に参加している機関の専門家等により構成されている。

4．性格

バーゼル委員会には、公式の国際的な監督権限はなく、従ってその合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものである。

5．我が国の対応

我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させており、国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献している。現在、バーゼル委員会での議論の中心となっている自己資本比率規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行なっている。

活動状況

1．概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準を策定する観点から、以下の課題を中心として幅広く検討を行っている。

まず、一般的な課題として、自己資本比率規制の国際統一化（いわゆるB I S規制）、健全なリスク管理のあり方、ディスクロージャー向上、銀行の会計基準の国際的統一がある。更に、2000年問題への対応や電子バンキングの監督といった最近の監督上の重要課題も議論されている。また、国際的に活動する銀行に対する有効な監督の観点から、クロスボーダー銀行業務の監督や実効的な銀行監督のための諸原則についても議論を行っている。

会議は委員会、小委員会等とともに、それぞれ年4回程度開催されることとなっているが、自己資本比率規制見直し等の課題に対応するため、開催頻度は高まっている。

2．自己資本比率規制の見直し

(1) 見直しまでの流れ

自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるB I S規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年に設定された。

その後、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改正や、1998年10月の『自己資本の基本的項目（Tier1）

として発行が適格な商品』に関するプレス・リリースの公表による Tier1 として取り扱うべき対象の明確化、などの対応が採られてきた。

しかしながら、現行の自己資本比率規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、1998 年夏から、バーゼル合意の抜本的見直しについて検討が行われた。

(2) BIS 規制見直しに関する市中協議案

バーゼル委員会は、1999 年 6 月に、概要以下 ~ の 3 つの柱により構成される『新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議案』を公表した。同市中協議案に対しては、コメント期限の 2000 年 3 月までに、民間銀行、国際機関、格付機関等から多数のコメントが寄せられ、現在、バーゼル委員会においてこれらのレビューが行われている。

最低基準としての所要自己資本の算定方法

信用リスク測定をより精緻に行なうため、リスクウェイトの区分を外部の信用評価機関の格付等に従い細分化する方法のほか、信用リスクモデル導入に向けたインセンティブを銀行に与えるため、外部格付に代えて銀行内部格付を利用することが提案されている。また、信用リスクを軽減する手法の取扱、その他のリスクの取扱などについても記述されている。

適切な自己資本に関する監督上のレビュー

銀行は、最低自己資本比率以上で活動することが期待され、自行のリスクの状況に照らし自己資本の充実度を自ら審査するプロセスと自己資本の水準を維持する戦略を持つべきとしている。一方、監督当局は、各銀行の自己資本充実度の審査手法、戦略、規制の遵守状況を検証するとともに、自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するため早期に介入すべきとしている。

効率的な市場規律の利用

自己資本の構成項目等のディスクロージャーによる市場規律の効果的な使用により、自己資本の質的な向上を図るべきとしている。更に、2000 年 1 月には、開示すべき項目についてより具体的な提案を行なっている。

(3) 見直し作業の進展状況等

2000 年 1 月、バーゼル委員会は、バーゼル合意見直しに関連した追加資料として、銀行のリスク管理システムにおいてどのようなリスク削減手法が用いられているかについて実施したアンケートの結果をとりまとめた「リスク削減手法に関する業界の見方」及び銀行の内部格付を利用した自己資本規制の導入に係る参考情報として、銀行実務の状況を取りまとめた、『銀行の内部格付制度の実態』を公表している。

また、バーゼル委員会は、バーゼル合意見直し作業の進展状況に関する情報を広く対外的に提供する目的で、1999 年 11 月に「新たな自己資本充実度の枠組みに係わる作業の近況報告」を公表しており、以降バーゼル合意見直しに関する情報をインターネット上に掲載している。

3. 信用リスクモデル（将来における自己資本規制導入の可能性の検討）

（1）信用リスクモデルの自己資本規制導入の可能性の検討

現在、信用リスク測定をより精緻なものとするため銀行の内部格付を利用したリスク測定手法等について検討が行なわれているが、将来の課題として銀行内部の信用リスクモデルを利用したリスク計測が規制に採用できるかどうかについても検討を行っている。

（2）銀行における信用リスクモデルの使用状況

2000年5月には、『信用リスク・モデル：現状とその活用』に対するコメント要旨が公表された。これは、信用リスクモデルに関する現状と論点の整理、及び自己資本比率規制において活用する可能性と問題点の評価を目的に1999年4月に市中協議ペーパーとして公表された『信用リスク・モデル：現状とその活用』に対して寄せられたコメントをまとめたものである。

4. 銀行のリスク管理の指針作成

（1）リスク管理小委員会

銀行の健全なリスク管理の実践を促進するため、リスク管理小委員会が設けられ、内部管理、信用リスク管理、流動性リスク管理等に関するリスク管理の原則・指針が作成されている。

（2）信用リスク管理及び外為決済リスク管理について

1999年7月、銀行による健全なリスク管理の実践を促進するための継続的な作業の一環として、『信用リスク管理の諸原則』が公表された。『信用リスク管理の諸原則』は、銀行の信用リスク管理が健全に実行されるために、銀行及び監督当局にとって必要な諸原則をとりまとめたものである。同時に、適切な外為決済リスクの管理のために必要なプロセスや経営陣の監視のあり方等をまとめた、『外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針』も公表された。『信用リスク管理の諸原則』及び『外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針』は、いずれも1999年11月までコメントが受け付けられ、現在コメントを踏まえた原則・指針の改訂作業が行なわれているところである。

（3）コーポレートガバナンスについて

1999年9月、銀行監督が有効に機能するために必要となる、健全なコーポレート・ガバナンスの実務のあり方を示した『銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化』が公表された。

（4）流動性リスク管理について

2000年2月には、流動性を効果的に管理することが、銀行経営の健全性の確保及び金融システム全体の安定にとって極めて重要であることから、その実務のあり方を示した、『銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス』が公表された。

5. 銀行のディスクロージャー向上

(1) 透明性小委員会

市場規律を強化し、市場の安定性と効率性を促進し、銀行監督の有効性と包括性を向上させるため、透明性小委員会を設け、ディスクロージャーに関するガイダンスの作成や開示の実態調査を行なっている。

(2) デリバティブ取引等に関する開示について

透明性小委員会は、証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で、1999年10月、『銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに関する提言』を公表した。この中で、金融機関は財務諸表の利用者に対し、自らのデリバティブ取引等の実態の開示を定性的・定量的な面において、より拡充させるべきであり、また内部的なリスク測定・管理システムに蓄積された、自らのリスク・エクスポージャー及びその管理実績に関する情報を開示すべきであると提言している。

また透明性小委員会は、1995年以降IOSCOと共同で、G10諸国に本部を置いて国際的に活動する大規模な銀行及び証券会社を対象とした、トレーディング及びデリバティブ業務のディスクロージャーに関するサーベ이를、毎年実施している。本年度においては、1999年12月にサーベイ結果が公表されており、マーケットリスクおよびマーケットリスクモデルに関する質的・量的情報のディスクロージャーが1997年から1998年にかけて進捗している等の評価がなされている。

(3) 信用リスクに関連する情報の開示について

1999年7月に公表された、『信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務』にて、銀行に対して適切な評価を行うために市場参加者及び監督当局が必要としている信用リスクのタイプを示し、銀行に対しこれらの情報をディスクロージャーしていくことを促している。

6. 銀行に関する会計の国際的な統一

(1) 会計タスクフォース

銀行監督当局の観点から重要と考えられる会計問題を特定化し、国際的な会計の調和に向けた努力に貢献し、銀行における健全な会計実務のための監督上の指針を作成するため、会計タスクフォースが設置されている。

(2) 貸出金の会計処理等について

1999年7月には、1998年10月に公表された市中協議ペーパーの改訂版として、『貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方』が公表された。『貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方』は、銀行における貸出金の評価、貸倒引当金の算定、信用リスクのディスクロージャーに関する健全な実務のあり方を示したものであり、当局が銀行の方針・実務を評価する際の枠組み、金融機関の会計・ディスクロージャーの実務上の指針、及び会計基準設定主体のための参考となることを目的としている。

7. コンピュータ 2000 年問題への対応

バーゼル委員会では、コンピュータ 2000 年問題に関するタスクフォースを設立し、2000 年問題に対処するための様々な方策の検討や各国の動向の調査等を行ってきた。2000 年を迎えるまでの期間には、ワークショップの開催等を通じて、各国の銀行監督当局への情報提供、提言等を行った。また、2000 年 3 月には、2000 年問題を通じて得られた経験を取りまとめた報告書を、銀行監督当局向けに公表している。

8. 電子バンキング

近年の急速な情報技術の革新に伴う、インターネット等を利用した電子バンキングのめざましい普及・展開等を受け、バーゼル委員会では、電子バンキング小委員会を設け、監督行政上の問題について検討を始めた。特に、電子バンキングに関連した、越境取引問題、リスク管理や技術問題、消費者保護と透明性の問題に着目し、監督上の指針の作成を検討している。

9. クロスボーダー銀行業務の監督

(1) バーゼルコンコルダット

国際的に活動する銀行に対する監督の有効性をいかに確保するかを議論することは、バーゼル委員会の目的の一つとなっており、当該目的を実現するため、1975 年 9 月『銀行の海外拠点監督上の原則(バーゼルコンコルダット)』(1983 年 6 月改訂)が公表された。バーゼルコンコルダットは、銀行の海外拠点監督にあたり、現地当局と母国当局との間の責任分担についての原則を定めている。

(2) 最低基準

1992 年 7 月、B C C I 破綻の経験から、コンコルダットの有効性を確保するための基準として『国際的業務を営む銀行グループおよびその海外拠点の監督のための最低基準(いわゆる『最低基準』)』が公表されており、銀行の海外拠点を監督するに当たって、現地・母国当局の両方が備えるべき 4 つの基準が定められている。

(3) クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書

さらに、最低基準を非 G10 諸国を含む世界各国の銀行監督当局が実施していくことを促すため、オフショア金融センターの銀行監督当局と協力して、1996 年 10 月、『クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書』を作成した。『クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書』には、連結ベースの監督を効果的に実施していく上での障害を取り除くため、母国当局と現地当局との間の情報交換や双方の当局による有効な監督実施に係わる提言が盛り込まれている。

10. 銀行監督のためのコアとなる諸原則

(1) バーゼル・コア・プリンシプル

1996年6月のリヨン・サミットのG7コミュニケを受け、金融システムの安定性を強化する目的から、1997年9月、『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(コア・プリンシプル)』を策定した。コア・プリンシプルは、15の新興市場諸国の監督当局との緊密な協力の下に作成されたもので、ここでは、監督体制が実効的たりうるため、バーゼル委員会が、なくてはならないと考える25の諸原則が提示されている。

(2) コア・プリンシプル・メソドロジー

1998年10月、世界銀行監督者会議において、参加した120カ国により、コア・プリンシプルが採択されたことを受け、バーゼル委員会では、その遵守状況の調査及び実施を促すための作業を行うため、コア・プリンシプル・リエゾン・グループを結成した。コア・プリンシプル・リエゾン・グループでは、コア・プリンシプルの遵守状況をレビューするための詳細なメソドロジーの作成作業を行い、1999年10月には、『コア・プリンシプル・メソドロジー』を公表した。メソドロジーでは、それぞれの原則ごとの遵守状況に関する基準が、「必須基準」及び「補足基準」の2種類に分かれて示されている。「必須基準」とは、効果的な監督であると評価されるために、当該国が全般的に有していなければならない要素であり、「補足基準」とは、監督をより強化するために、各国が実施するよう努力すべき要素である。同メソドロジーは、銀行監督当局自身による自己評価はもちろん、IMFや世銀によるレビューにも活用される。

世界銀行監督者会議

バーゼル銀行監督委員会が中心となり、世界の金融監督者及び地域の監督者機構の代表が集まる世界銀行監督者会議(International Conference of Banking Supervisors(ICBS))が2年に一度開催されている。第10回世界銀行監督者会議は、1998年10月オーストラリアのシドニーにおいて、約120カ国が参加して開催された。同会議においては、バーゼル・コアプリンシプルが採択されたほか、2000年問題などについて意見交換が行われた。我が国からは、金融監督庁、大蔵省及び日本銀行から代表が出席した。

次回は、2000年9月にバーゼルにて開催の予定となっている。

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

概要

1. 沿革

証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions(IOSCO))は、1974年に設立された加盟メンバー165(2000年5月末現在)に及び各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関である。当初は、

米国及びカナダがラテン・アメリカ諸国の証券監督当局、市場関係者の指導を目的としてスタートしたものであったが、1983年に域外の国々の加盟もできるように規約を改正、1986年のパリ総会で名称を現在のIOSCOに改めた。

本部事務局は、1986年から現在に至るまでモントリオール(ケベック州、カナダ)に置かれている。

2. 目的

以下の4つを活動の柱としている。

公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること、

国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること、

国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること、

基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと

3. 組織(資料24-2-1参照)

年に一度、年次総会の間にかかれる Presidents' Committee(代表委員会)を頂点の委員会とし、その下に規約に即し組織の目的の達成のため必要な全ての決定を行い全ての行動を実行する Executive Committee(理事会)と4つの Regional Committee(地域委員会)が位置する。Executive Committeeの下には更に、2つの委員会、Technical Committee(専門委員会)と Emerging Markets Committee(新興市場委員会)があり、前者は先進国の16の国・地域から構成され、後者は新興市場国・地域から構成されている。それぞれ国際証券・先物取引に係る規制上の問題をレビューし、その解決調整を図っている。他に、各国の自主規制機関や証券市場から成る SRO(Self-Regulatory Organization) Consultative Committee(自主規制機関諮問委員会)がある。

1998年6月に発足した金融監督庁は、同年9月にケニアのナイロビで行われた第23回年次総会において加盟を正式に承認され、現在、大蔵省、証券取引等監視委員会、通商産業省、農林水産省などとともに我が国からのメンバーとなっている。

4. 性格

IOSCOは、上記の目的の下、原則や基準、指針を定めてきているが、それらの実行は全て各国の裁量に委ねられており、拘束力を有するものではない。

5. 我が国の対応

我が国は、Presidents' Committeeを始め、Executive Committee、Regional Committee等の主要メンバーとして、国際的な証券監督ルール策定等に積極的に貢献している。証券規制に関する基準であるIOSCO原則の実施評価作業に参

画する他、本年活動を再開したインターネット・タスクフォースにおいては、他国に先がけてインターネット証券取引の監督上の課題を示すなど、積極的に提案を行っている。

活動状況

1．概要

I O S C OはTechnical Committeeの下に実質的な議論を行う5つのワーキング・パーティを有しているが、金融監督庁は、証券会社、証券投資信託の委託会社等の監督を行う立場から、「市場仲介者」、「投資管理」に関するワーキング・パーティにおける議論に参加しているほか、本年2月にTechnical Committeeの下に再開されたインターネット・タスクフォース等に参加している。

2．「市場仲介者」ワーキング・パーティ(WP3)

「信用リスク」、「オペレーショナル・リスク」を検討課題とし、議論を継続してきている。このうち、「信用リスク」については、本年5月の年次総会において『証券会社による信用リスク管理及び証券会社及び規制当局への勧告』を提出、承認され公表し、「オペレーショナル・リスク」については、証券会社からヒアリングを行うなど、引き続き検討を進めている。

3．「投資管理」ワーキング・パーティ(WP5)

「投資管理」ワーキング・パーティでは「集団投資スキーム(CIS:Collective Investment Scheme)に係る意思決定のインフラストラクチャ」についてサーベイを実施した。また、このサーベイ結果を受け、集団投資スキームのオペレーター等と投資家間の「利益相反」及び集団投資スキームのオペレーションの「外部委託」については、より踏み込んだ議論が行われた。このうち、サーベイ概要と利益相反ペーパーは、本年5月の年次総会時に承認され、公表された。「外部委託」については、引き続き検討を行っている。

また、昨年10月のTechnical Committeeで承認された新たなマנדート、「集団投資スキーム等規制における投資家教育の役割」について検討を進めている。

4．インターネット・タスクフォース

インターネット利用から生じる証券規制・監督問題を包括的及び効率的に議論するため、1997年に設立、翌98年9月に『インターネット上の証券活動』報告書を公表、一時活動を中断していたが、本年2月から活動を再開した。本年5月のTechnical Committeeにおいて、新マンドートが承認され、最近のインターネット上の新たな発展について分析、インターネット証券活動及びそれに伴うクロスボーダーの課題について議論を進めている。

5．I O S C O原則実施に関する委員会

証券規制に関する基準であるI O S C O原則の実施・履行の必要性から、昨年

より I O S C O 原則実施に関する委員会が設置され、本原則の実施状況に関して各メンバーによる自己評価サーベイの実施に向けて議論が行われた。本年に入り、調査票が完成した箇所について、各メンバーが第一次自己評価サーベイを実施した。現在、残りの箇所に係る第二次自己評価サーベイに向けて準備を進めている。

その他の重要問題

1．国際会計基準の承認問題

注意を持って見守るべきその他の問題として、「多国間ディスクロージャー及び会計」ワーキング・パーティ(WP 1)で検討が進められている国際会計基準(IAS:International Accounting Standards)がある。

I O S C O は、国際会計基準委員会(I A S C)と 1995 年 7 月に企業がクロスボーダーに利用する国際的な会計基準として備えるべき基準の作業計画について合意し、I A S C がその作成に当たる一方、I O S C O はそれに対するコメント、評価を行ってきた。

本年 5 月の年次総会時における Technical Committee において、I A S C が作成した 30 の基準(I A S C 2000 基準)に関し、企業がクロスボーダーの募集及び上場の際に使用することを各国のメンバー当局が認めるよう勧める決議が行われ、公表がなされた。

I O S C O では 2001 年末までに、各加盟メンバー当局が、多国籍の発行体に対し I A S C 2000 基準の使用をどの程度認めたかについてサーベイを行うこととしている。

2．ニューエコノミーにおける投資家保護に関する告示(Bulletin)

今日の変化の速い、テクノロジーが推進しているニューエコノミーが投資家等に与える影響を調査、検討するために、Technical Committee の下に特別作業部会(Ad Hoc Working Group)が本年 3 月に設立され、議論がなされた。

I O S C O は、本年 5 月の年次総会時における Technical Committee において、ニューエコノミーにおける投資家保護に関する告示を採択し、公表した。

3．インターネット・サーフ・デイ

「法務執行及び情報交換」ワーキング・パーティ(WP 4)等に所属する日本を含む 18 ヶ国、21 の証券規制当局等は、本年 3 月 28 日をインターネット・サーフ・デイとし、国際的に連携して一斉にインターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

インターネット・サーフ・デイは、各国が任意に選定したサーチエンジンに、同じく任意に選定したサーチタームを入力し、それにより検索されたサイトについての実態を把握するという方法で行われた。

第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

概要

1．沿革

保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: IAIS）は、金融市場のグローバル化の進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運がNAIC（National Association of Insurance Commissioners: 全米保険監督官協会）会合において高まったことを背景に1993年に設立され、その第1回総会が1994年に米国（ボルチモア）で開催された。

現在、世界の各国、地域、国際機関から110以上の保険監督当局がメンバーとして参加している（2000年3月現在）。さらに2000年3月からはオブザーバー制度を導入し、26の保険会社や業界団体、国際機関等がIAISの活動に参加している（2000年3月現在）。

2．目的

活動目的として以下が挙げられる。

保険監督者間及び他の金融分野の監督機関との協調、連携の強化。

国際保険監督基準の策定。

加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援。

3．組織（資料24-3-1参照）

IAISは年1回、総会を開催している。総会の下には4つの委員会、9つの小委員会、及びタスクフォースと作業部会が一つずつ設置されている。そのうち、IAISの運営に関する意思決定を行う執行委員会、監督原則・基準等を策定する専門委員会はそれぞれ年4回、定期的に行われている。

事務局は1998年よりスイス（バーゼル）に設置されている。なお、IAIS事務局次長には河合美宏氏（東京海上火災出身）が就任している。

4．性格

IAISが定めている監督原則、基準、指針の実施に関しては、各加盟当局の裁量に委ねられており、拘束力を有するものではない。

5．金融監督庁の対応

金融監督庁は1998年10月にメキシコ（カンクーン）で開催された第5回総会において、正式に加盟を承認されて以降、執行委員会、当庁の国際担当参事官が副議長を務める専門委員会を始め、ソルベンシー小委員会、投資小委員会、再保険小委員会、金融コングロマリット小委員会、保険会計小委員会、コア・プリンシプル・メソドロジー・タスクフォース、ディスクロージャーに関するタスクフォース、電子通信保険取引作業部会等、多数の小委員会等に中心メンバーとして

積極的に参画している。

保険会社のソルベンシー規制については、ソルベンシー小委員会を中心に、監督原則の策定に向けて作業が行われている。ソルベンシー規制は、米国型の Risk-Based Capital (RBC) 規制や、EUが採用しているソルベンシー・マージン規制など各国で異なっている。このため、監督原則の策定に当たり、IAISとして各国の規制について比較調査に着手したところであり、我が国も作業の推進に努めている。

活動状況

1. 概要

IAISは、1999年には2つの原則と1つの基準を承認した他、新たな原則や基準の作成に着手している。その他、これら監督原則の遵守状況を審査するための評価細目(メソドロジー)の作成などに取り組んできた。

2. 新たな監督原則・基準

1999年12月に米国(サンフランシスコ)に於いて開催された第6回総会では、以下の監督原則及び基準が承認された。

(1)「国際的な保険会社、保険グループ、及びクロスボーダー業務の監督に適用される原則(改訂保険コンコルダット)」

1997年の総会において承認された「国際的な保険会社、保険グループ及びその母国外の拠点の監督に適用される原則」の改訂版。監督原則の対象を拡大し、拠点を設けずに越境取引(クロスボーダー取引)を行う保険会社の監督についても、その対象範囲とした。

(2)「保険事業運営原則」

保険会社、仲介人(保険代理人やブローカーなど)、消費者間の関係を改善させることによって、保険業界に対する消費者の信頼を強化することを目的とした原則。保険会社や仲介人の技能の向上や健全性、情報開示、苦情処理など、9つの項目について原則が定められている。

(3)「資産運用に関する監督基準」

保険会社の投資活動における健全な資産運用制度と報告枠組みに関する必要不可欠な要素に関する基準。投資活動における内部管理とリスクを監督当局が評価する方法に関わるガイドラインが規定されている。

3. 主な活動

この一年間のIAISの主要な活動として、上記のほか以下のことが挙げられる。

(1) IAIS原則のメソドロジーの作成

コア・プリンシプル・メソドロジー・タスクフォースにおいて、IAIS監督原則の各国における遵守状況を評価するための細目(メソドロジー)を作成しているところであり、2000年10月の完成を目指している。

- (2) 金融コングロマリットの監督に関する基準設定に向けた取り組み
金融コングロマリット小委員会は、国際的に活動する保険グループや金融コングロマリットを監督する際の、監督当局間の調整や情報交換に関する原則を作成している。現在、原則草案に対する保険業界からの意見を集約し終えたところであり、2000年10月の完成を目指している。
- (3) 保険会社のディスクロージャーの向上に向けた取り組み
グローバル金融システム委員会 (C G F S : Committee on the Global Financial System : G10 中央銀行で構成) において、金融機関のディスクロージャーを向上させるためのパイロット・スタディが開始され、I A I S は保険監督に関する基準設定機関として議論に参加。また、I A I S のディスクロージャーに関するタスクフォースにおいて、保険会社の透明性向上のための原則策定にも着手している。
- (4) 保険会計の国際基準設定に向けた取り組み
保険会計小委員会は、国際アクチュアリー協会と連携しつつ、保険会計の国際基準設定を議論している。昨年12月にI A S C が国際保険会計基準に関するペーパーをパブリックコメントに付したことを受け、同ペーパーに対して、保険監督当局としてのスタンスをとりまとめている。
- (5) 保険のソルベンシー規制原則の作成に向けた取り組み
ソルベンシー小委員会は、ソルベンシーに関する論点整理ペーパーを作成し、公表した。現在、保険会社の財務健全性の維持、保険数理全般につき議論しており、ソルベンシー規制に関する原則の作成に着手している。
- (6) 再保険の監督原則策定に向けた取り組み
再保険小委員会は、再保険に関する論点整理ペーパーを作成、公表した。これまで議論を行ってきた作業部会を小委員会に格上げし、再保険契約の評価に関する監督基準の作成、再保険会社の監督原則の作成、再保険会社データベースの構築に向けて作業を開始している。
- (7) インターネット保険取引の監督に関する原則策定に向けた取り組み
電子通信保険取引作業部会は、インターネット等、電子通信による保険取引に関する論点整理ペーパーを作成した。本ペーパーを踏まえ、インターネット上の保険取引に関する監督原則の策定作業を進めているところであり、2000年10月の完成を目指している。

第4節 ジョイント・フォーラム

概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O 及び I A I S を母体として設立され、金融コングロマリットに対する監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合である。メンバーは、各分野を代表する各同数 (9 名) の主要な監督者で構成され、我が国を含む13か国の関係監督当局の代表が参加している。

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携協調の必要性が一層高まってきていることから、我が国はその発足時からこの会合に積極的に参画してきている。

ジョイント・フォーラムは、1996年1月に「金融コングロマリット合同会合」(Joint Forum on Financial Conglomerates)として発足し、金融コングロマリットに対する監督上の諸問題を検討してきたが、1999年5月に現在の名称に変更された。現在、同年12月から新たにマンデートに加えられた、三母体委員会に共通する監督上の諸問題を含め、幅広いテーマについて検討を行っている。

(注)「金融コングロマリット」とは、銀行、証券、保険のうち少なくとも2つ以上の分野にまたがって金融サービスを提供する金融グループをいう。

活動状況

1. 金融コングロマリットに対する監督上の諸問題

国際的な金融コングロマリットに対する効果的な監督を行う観点から、特に、国内及び国際的な関係監督者間での情報交換面における協力強化の在り方について検討を重ね、その検討成果を以下のような一連のペーパーにとりまとめて公表した(～は1999年2月、は同年12月)。

自己資本の充実度に関する諸原則

経営陣の適格性についての諸原則

監督上の情報交換に関する枠組及び諸原則

監督上の情報交換のためのコーディネーター

リスクの集中に関する諸原則

グループ内の取引とエクスポージャーに関する諸原則

2. 各分野に共通する監督上の諸問題

新マンデートを実行するため、現在、銀行・保険・証券の各分野に共通する以下の監督上の諸問題について、分野間の共通点や相違点を明らかにした上で、必要に応じ原則・指針等を策定する方向で、三つのワーキング・グループを設けて検討を進めている。

コア・プリンシプル(監督上の主要原則)

コーポレート・ガバナンス及び透明性

リスク評価・管理、自己資本規制

第5節 金融安定化フォーラム

概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、金融監督の国際的協調強化等に関するティートマイヤー提案が、1999年2月(於：ボン)のG7会合において承認され、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum; 以下FSF)の設立が決定された。

なお、初代議長にはクロケット B I S 総支配人が就任した（任期は3年）。

F S Fの目的は、金融の安定に責任を有する各国の大蔵省、中銀、金融監督当局および国際機関、基準設定機関の間の情報交換を促進し、金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融を更に安定させることである。

F S Fには、G 7の蔵相・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、I M F、世銀、国際監督機関（バーゼル委員会、I O S C OおよびI A I S）等が参加している。

我が国からは、金融監督庁及び大蔵省、日本銀行がメンバーとなっており、作業部会等を含め、金融安定化フォーラムに主体的に参画している。

活動状況

1. 概要

F S F全体会合は、原則年2回開催されることとなっており、現在までに3回開催されている。

第一回会合（1999年4月14日、於：ワシントン D.C.）では、オフショア金融センター（O F C s）、資金フローおよび高レバレッジ機関（H L I s）が金融の安定化にもたらす影響に対する懸念について検討する3つの作業部会が設置された。第二回会合（1999年9月15日、於：パリ）では、3つの作業部会から中間報告書が提出されるとともに、新たに、国際的な諸基準の実施の促進について、また預金保険制度についてそれぞれ検討するアドホックなタスクフォースの設置が決定された。第三回会合（2000年3月25～26日、於：シンガポール）では、3つの作業部会から最終報告書が提出され、承認された。

現在、F S Fは、これら報告書の提言に対する支持を、G 7やG 20の政府およびI M F理事会に求めている。また、今後は、金融システムの強化のために、バーゼル委員会等の基準設定機関が作成した国際基準について、どのようにして各国の監督当局が実施することを確保していくか等について議論が行われていく予定。

2. オフショア金融センター（O F C s）作業部会報告書概要（2000年4月公表）

国際的協調の欠如と監督の弱さは、国際的な金融活動を監督する上で抜け穴となり、プルーデンシャル規制上および市場の健全性に悪影響を及ぼすことから、いかにしてO F C sに国際基準を遵守した監督体制の構築等を促していくかを検討している。報告書では、O F C sの国際基準遵守状況のアセスメントをI M Fに要請し、F S FはI M Fの作業を支援することを提言するとともに、その際、国際的な協力及び情報交換、基本的な監督のあり方等に関する基準の遵守状況のアセスメントが優先されるべきであると指摘している。また、アセスメントを基に、監督体制等が不十分なO F C sの名前の公表、改善に向けての取り組み状況の公表、バーゼル委員会等の国際的フォーラムへの参加資格や技術協力等、監督体制の改善に向けてのインセンティブ（飴と鞭の双方）を与

えることを提言している。

3. 資金フロー作業部会報告書概要（2000年4月公表）

金融の安定化には、資金フローに関するリスク管理体制を整備することが必要であることから、資本受入れ国における、国家経済全体、公的セクター、銀行セクターそれぞれのレベルでの流動性リスク、市場リスク、為替リスク等の管理のあり方について提言を行っている。加えて、国内債券市場の整備や情報公開の促進についても、資金フローに関連するリスク管理向上のためには重要な要素であると指摘している。

4. 高レバレッジ機関（HLIs）作業部会報告書概要（2000年4月公表）

ヘッジファンドに代表される高レバレッジ機関（Highly Leveraged Institutions）の投資行動が、国際金融市場に流動性を供給する機能を果たしている反面、金融市場を不安定にする要素を併せ持つことから、カウンターパーティに関するリスク管理の強化、HLIsへ与信を行なう金融機関に対する監督強化、HLIs自身のリスク管理強化、HLIsを含む市場参加者による情報開示の強化等を提言している。加えて、今後、上記の政策提言が効果を発揮しなかった場合には、HLIsへの直接規制や国際的な与信登録制度（ICR：International Credit Register）の導入も視野に入れていることも指摘している。

第 25 章 海外の金融検査監督当局との連携強化

第 1 節 銀行・証券・保険の各分野における金融監督庁の積極的取り組み

金融監督庁は、世界の規制監督当局の中でも数少ない、銀行、証券、保険の 3 分野を全て監督する立場（integrated regulator）から、前章で述べたような国際会議等に積極的に参画することはもとより、日本の経験及び国際会議での議論をアジアや東欧諸国等に伝えることを通じて、主体的に海外の金融検査監督当局等との連携強化に努めることも重要な役割と認識している。

銀行規制と金融規制の発展に関するハイレベルセミナー

1997 年に始まったアジア通貨・経済危機を経て、アジアの関係各国における金融・経済安定化への対処及び、その際に金融監督当局が果たした役割等につき、アジア各国との意見交換促進が必要との認識に基づき、1999 年からアジア開発銀行の研究機関である A D B I（Asia Development Bank Institute）と共同でセミナーを開催している。今年のテーマは、「銀行規制と金融市場の発展：アジア金融危機後の回復段階における新しい問題点についての上級者会合」で、6 月 8・9 日、A D B I において、韓国、マレーシア、インドネシアなどアジアの主要国と米国、フランス等欧米諸国から合計 9 ケ国のトップクラスの銀行監督当局者に加え、国際決済銀行（B I S）のバーゼル銀行監督委員会事務局次長、I M F のシニアエコノミストや学識者を招いて開催した。

証券分野のラウンドテーブル

同じく証券分野においても、アジアの資本市場改革に関する O E C D・A D B I 主催のラウンドテーブルが本年 4 月 11・12 の両日、A D B I において開催された。本ラウンドテーブルでは、アジアの証券市場規制監督当局責任者、O E C D 加盟国証券市場規制監督当局関係者、国際機関関係者、アジアの取引所関係者等の広い範囲の参加者が、アジアにおける資本市場改革の進捗状況、アジアにおける債券市場の育成等、資本市場改革の課題を主要議題として、幅広い意見交換を行った。金融監督庁としても、本会合に先立ち、参加した当局関係者と意見交換を行った。

保険規制・監督に関する東京エグゼクティブ・セミナー

金融監督庁は、I A I S、O E C D 等との共催で、1999 年 9 月 27 日、28 日の二日間に亘り、新興保険市場国に対する協力・支援を目的としたセミナーを東京で開催した。先進国だけでなく、アジア、アフリカ、東欧などの新興市場国の保険監督当局のトップや、I A I S、O E C D などの国際機関関係者ら、約 80 名が出席し、健全性規制、金融コングロマリットに対する監督、保険監督当局間の情報交換などをテーマに議論を行った。

新興市場国の参加者からは、セミナーのテーマがそれぞれ非常に興味深いものであり、かつ世界各国の保険監督当局のトップ同士で意見交換する時間と持てたとし

て、非常に意義深かったという意見が多く寄せられた。

第2節 金融監督者間の二国間連携強化

金融監督当局との会合

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局との会合を行っている。本年の特徴としては、昨年を引き続き不良債権問題への対応につき議論がなされたことに加え、金融監督庁の検査手法についても意見が出されたことであった。

(主な金融協議等)

- | | | |
|-------|-----|--|
| 1999年 | 9月 | 仏経済財政産業省、仏中央銀行（パリ）
独連邦銀行監督庁、連邦保険監督庁（ベルリン）
独連邦証券取引監督庁（フランクフルト）
デンマーク金融監督庁（東京）
欧州保険監督当局（東京）
米保険監督当局との会合（東京） |
| | 10月 | 独連邦保険監督庁（東京）
中国保険監督管理委員会（東京）
仏大蔵省（東京） |
| | 11月 | 米FRBとの協議（東京）
英FSA（東京）
オランダ大蔵省（東京） |
| | 12月 | 中国人民銀行との協議（東京）
米保険監督当局との会合（サンフランシスコ）
仏中央銀行（東京）
米財務省、FRB、SECとの協議（東京） |
| 2000年 | 1月 | 独大蔵省、銀行監督庁との協議（東京）
加大蔵省との協議（東京） |
| | 2月 | シカゴ連邦準備銀行（東京） |
| | 3月 | デンマーク大蔵省（東京）
英FSAとの協議（東京）
米OCC（東京） |
| | 4月 | 独銀行監督庁との協議（東京）
米OCC、FRBとの協議（ワシントン）
サンフランシスコ連銀との協議（サンフランシスコ） |
| | 5月 | 中国保険監督管理委員会（北京）
中国人民銀行との協議（北京） |
| | 6月 | 米保険監督当局との会合（バーゼル） |

人材交流

金融監督庁は、様々な手段を工夫して、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材を育成するため研修の充実、高度化を重要課題の一つとして考えており、また、海外当局との連携強化の一環としての観点からも、主要な外国の監督当局と

の人材交流も定期的に行っている。昨年 1 年間も、米国の F R B 及び英国の F S A 等が主催した短期研修に中堅職員を派遣し、検査・監督技術の向上に役立てている。